

Sugiyama

梶山女学園大学

教育学研究科

履修の手引

2025

修了まで
使用します

目 次

2025年度 大学院教育学研究科 年間行事予定表	1
I 教育学研究科の沿革・概要	2
II 教育学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	5
III 研究倫理	10
IV 履修要項	
(1) 窓口取扱時間	12
(2) 掲示・連絡	12
(3) 学籍の異動	12
(4) 授業時間	13
(5) 授業の出欠席	13
(6) 休講	13
(7) 課程修了の要件	15
(8) 学位	15
(9) 授業科目の履修と研究指導の方法	15
(10) 授業科目の履修登録時期について	20
(11) 授業科目の履修登録に関する注意事項	20
(12) 授業科目、単位数および担当教員	21
履修モデル	
(13) 相山女学園大学大学院教育学研究科学位論文審査基準（評価基準）	26
教育職員免許状の取得について	27
V 研究分野	30
VI 学則	35
時間割（別刷り）	
シラバス（別刷り）	

2025 年度 大学院教育学研究科 年間行事予定表

2025	月	火	水	木	金	土	日
3月	17	18	19	20 春分の日	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
4月	31	1	2	3 入学式	4	5	6
	7 前期授業開始	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
5月	28	29 昭和の日 授業日	30	1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
6月	26	27	28	29	30	31	1 学園創立記念日(休日)
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
7月	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18 (休講)	19	20
8月	21 海の日 授業日	22	23 予備日	24 予備日	25 前期通常授業終了	26	27
	28	29	30	31	1	2 夏季休業(9/20まで)	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11 山の日	12	13	14	15	16	17
9月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28 前期科目成績発表	29	30	31
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
10月	15 敬老の日	16	17	18	19	20	21
	22 後期授業開始	23 秋分の日 授業日	24	25	26	27	28
	29	30	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
11月	13 スポーツの日 授業日	14	15	16	17 (大学祭準備のため休講)	18 大学祭	19 大学祭
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
	3 文化の日 授業日	4	5	6	7	8	9
12月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日
	24 振替休日 授業日	25	26	27	28	29	30
	1	2	3	4	5	6	7
2026 1月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1 元日	2	3	4
2月	5	6	7	8	9	10	11
	12 成人の日	13 予備日	14 予備日	15 予備日	16 後期通常授業終了	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
3月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15 修了式
	16	17	18	19	20 春分の日	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

I 教育学研究科の沿革・概要

本学は、1905 年（明治 38 年）に「名古屋裁縫女学校」として設立され、その後、1930 年（昭和 5 年）に「相山女子専門学校」を設置して「人間完成」を教育目標に掲げ、女子の高等教育機関として教養豊かな人間的魅力を備えた女性の育成に貢献してきた。戦後の教育改革において、1949 年（昭和 24 年）に新制度の大学（家政学部）を設置して以降、1969 年（昭和 44 年）には短期大学部を、1972 年（昭和 47 年）には文学部を、1977 年（昭和 52 年）には大学院（家政学研究科）を順次設置してきた。さらに 2007 年（平成 19 年）には教育学部子ども発達学科、2010 年（平成 22 年）には看護学部看護学科を設置、2014 年（平成 26 年）には本研究科及び現代マネジメント研究科を設置し、7 学部 4 研究科を擁する総合大学となった。

本学は、このような歩みを通じて、「人間になろう」という相山女学園独自の教育理念の達成を目指し、中央教育審議会答申「わが国の高等教育の将来像」において提言されているもののうち、「幅広い職業人養成」「総合的教養教育」「特定の専門的分野の教育・研究」「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能」の各種機能を担う大学として、今日に至っている。

2014 年（平成 26 年）新たに設立された本研究科は、教員養成を目的としている。教育は人類の文化を継承する基本的営みであるが、21 世紀になって高度文明社会が成熟すると共にその重要性を増し、世界的に教育を重視してこれを改革しようとする動きが強まっている。ここで改革の成否を決めるのは教員の質であり、教員の質の向上は先進諸国における緊急の課題である。わが国でも、教員養成改革への方向として、学校教育において求められる人材育成像の変化に対応し、思考力・判断力・表現力等を育成する高い実践的指導力を持つと共に、知識・技能を高めるために、探究力を持ち教職生活全体を通して学び続ける教員が必要であるとされた。そして教科や教職に関する高度の専門的知識や、新たな学びを展開できる実践的指導力を育成するためには、教科や教職についての基礎・基本を踏まえた理論と実践を両輪とした教員養成の高度化が必要であり、このためには、教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付けることとされた。

本学は上に述べたように女子高等教育機関として 100 年を超える歴史を持つが、その中で家庭科を筆頭に国語科、英語科等の教員を長年にわたって送り出している。特に 2007 年（平成 19 年）に教育学部が設置されたことで、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・中高音楽教諭・中高数学教諭の養成を担うこととなった。そこでは本学が附属幼稚園・附属小学校・併設中学校高等学校を持つ特色を活かして実践的かつ特色あるカリキュラムを実施し、2011 年（平成 23 年）以降すでに約 1730 名の卒業生を送り出し、このうち 8 割以上が教員（幼小中高）・保育士として現在教育に携わっている。本研究科は、こうした実績を踏まえ、現在学校教育において求められている高度専門職業人としての教員を養成し、その養成のための理論的・実践的研究を行うことを目的とする。

教育学研究科教育学専攻

本研究科は、「人間になろう」との本学園の教育理念のもと、高い知性と豊かな人間性を持つとともに、現在学校教育において求められている教員の資質、特に思考力・判断力・表現力等を育成す

る高い実践的指導力を持ち、教職生活全体を通して教育について探究し続けることのできる高度専門職業人としての教員を養成すること、及び、その養成のための理論的・実践的研究を行うことを目的とする。

より具体的には次を目標に据えて教育・研究を展開する。

(1) 「探究し続ける教員の養成」のための実践的研究を行う

本研究科は、「探求し続ける教員の養成」を教育の主目的とし、そのための理論的かつ実践的な研究を行う。これは中央教育審議会答申の求める「学び続ける教員」を一步進めるものである。教育に対する知的関心を常に持ち、自らの実践の中に課題を見出し、それを学問的に解決し、さらに評価改善を加えていく態度を育成する。

(2) 教科教育を重視し、特に幅広い教科教育についての実践的研究を行う

本研究科は教科教育に関わる実践的研究を重視し、特に複数教科間の関連性、校種をまたいだ系統性に配慮した研究等を行う。また教科自体としても、現在教科指導法と教科専門とを繋ぐ研究が求められており、これを積極的に推進する。

(3) 教科教育では、特に数学系および音楽系を中心に研究する

本研究科で扱う教科としては、基礎となる本学教育学部の特色を受け継いで、数学系・音楽系教科を中心とする。これは初等中等教育において重視される、思考力・表現力・判断力の基盤である、広い意味での言語コミュニケーション能力の育成を中心とすることでもある。

(4) 教職に関する基礎理論と実践とを繋ぐ教育・研究を通じて教員養成の高度化を図る

教科教育以外の教育学・教育心理学・幼児教育学においても、基礎理論のより高度な理解修得とともに、理論に裏付けられた教育実践力を身につけることを目指す。基礎理論科目と発展的・実践的な最前線のアプローチを理解するための科目や教育実践そのものに結びついた実践的科目を通して、教育に係わる理論と実践とを繋ぐ研究を行う。

(5) 長期インターンシップを必修化し、実践に基づいた研究を行う

実践的教育能力を養うと共に、実習を実践的な研究の場として活用することを目指し、半年から1年間にわたる主体的な長期実践科目「教職インターンシップⅠa・Ⅰb」「教職実践研究」を選択必修科目として設ける。これら長期の継続的インターンシップによって高度な実践的能力を育成する。

(6) 義務教育課程（小学校中学校教育）に重点を置いた実践的教育研究を行う

教科教育においては、中学高校が多く共に教えられることから、中高の関係は扱われるが、小中の接続については不十分になりがちである。また現在小学校低学年での様々の問題解決には幼児教育との連携が重要になる。本研究科ではこうした異校種間の接続を重視する。

専攻・コース編成

校種あるいは教科をまたいだ総合的な研究を行うことを可能にするために、本研究科は教育学研究科教育学専攻の1研究科1専攻とするが、その上で主たる研究対象に応じた次の3コースを設ける。

(1) 学校教育・幼児教育専修コース

学校教育または幼児教育に関する基礎理論と教育実践、小学校教科ないし保育内容及びその指導法に関連した研究・教授を行う。

(2) 数学教育専修コース

中等教育数学の教科とその発展的内容、及びその授業実践を中心とした教育研究・教授を行う。初等教育の算数との教育的連続性を考慮した教科教育に関する研究・教授の展開を可能とする。

(3) 音楽教育専修コース

中等教育音楽の教科とその発展的内容、及びその授業実践を中心とした教育研究・教授を行う。初等教育の音楽教育ないし芸術教育との教育的連続性を考慮した教科教育に関する研究・教授の展開を可能とする。

これらのコースにおいて取得できる教員免許状は、その取り扱う専門領域に応じて、それぞれ次の通りである。本研究科を修了するためには、学位を取得するとともに、これらの専修免許状のいずれか一つ以上を取得することが必要である。

(1) 学校教育・幼児教育専修コース

幼稚園教諭専修免許状・小学校教諭専修免許状

(2) 数学教育専修コース

小学校教諭専修免許状・中学校教諭専修免許状（数学）・高等学校教諭専修免許状（数学）

(3) 音楽教育専修コース

幼稚園教諭専修免許状・小学校教諭専修免許状・中学校教諭専修免許状（音楽）・高等学校教諭専修免許状（音楽）

Ⅱ 教育学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

1. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本研究科は、学校教育を研究対象とし、教員養成を主たる目的とする学部を基礎することを踏まえ、次に挙げる能力を身につけた「探求し続ける教員」に相応しい人材に修了を認定し、学位を授与する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

教育学研究科は、学校教育および幼児教育における教科および教職に関わる高度な専門知識と教職生活全体にわたって実践的課題に取り組むことのできる優れた実践的教育指導力を修得し、高い知性と豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員に相応しい資質能力を身につけた者に学位を授与します。

このポリシーに従って育成する具体的な人間像は次の通りである。

（1）21世紀を生き抜くための新たな学びを支える高度な専門知識を持つ教員

中央教育審議会答申において「これからの学校は、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力の育成等を重視する必要がある。」と謳われるように、新学習指導要領における「新たな学び」である「知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びをデザインできる指導力」を持つ教員が必要とされる。本研究科は、教科教育を重視し、しかもこれを実践的に研究していく活動を自らが行う中で、こうした新たなより高い指導能力を養成する。

（2）理論に裏付けられた実践的教育能力を持つ教員

本研究科では、長期インターンシップを選択必修科目として学び、その中で実践的に自らの研究を推進する学生の学修・研究を支援する。また、教科専門科目のみならず一般的な学校教育についての教職科目の学修によって本研究科を修了する者は高度専門職業人としての教員に相応しい総合的な能力を身に付けた人材となる。

（3）教職生活全体を通して教育について探求し続ける教員

中央教育審議会答申において求められている「自ら課題を設定し、学校現場における実践とその省察を通じて、解決に向けた探究的活動を行う」教員の育成を受けて、本研究科では「探求し続ける教員」の養成を目指す。一般に人が生涯学び続けるためには、自ら課題を見出しその解決に至る創造的な研究の経験を持つことがきわめて有効である。「創造的研究」が何かをその重要性と共に十分理解し、そのための手法を身に付け、大学院修了後も追求すべき価値ある課題を見出して課程を修了するものとする。

(4) 豊かな人間性と教育への強い熱意を持つ教員

本学は「人間になろう」を理念とした教育を行っており、また優れたリーダーシップを持つ女性を数多く生み出してきた。こうした本学の伝統は良き学風として、本研究科の基礎となる教育学部の教育の中でも継承実現されている。この校風と伝統を受け継ぎ、より質の高い教員を目指して、豊かな人間性と教育への強い熱意を持つ人材を育成する。

(5) 小学校・中学校いずれにも通用する幅広い教科教育能力を持つ教員

小学校教員は得意な教科を持つことが学級経営においても学校内での貢献においても大きな役割を果たす。一方、中高教員は現在教科の枠にとらわれない幅広い教科教育能力が求められている。また従来から中高は一体のものと捉えられているが、小学校教育との関連は十分に意識されておらず、この点の改善が求められている。これらの要請に応えるため、異なる学校種間をまたぐ系統性・複数教科間の関連性を意識した教育・研究を実践できる人材を育成する。

2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げる「探求し続ける教員」を育成するため、次の方針に基づいてカリキュラムを編成・実施する。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育学研究科は、教育に関する高度な専門知識と優れた実践的教育指導力を修得し、生涯にわたって探求し続ける態度を持ち、高い知性と豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員に相応しい資質能力を身につけるために、次の方針に従ってカリキュラムを組み立てます。

1. 学校教育および幼児教育についての理論と実践にまたがる高度な知識を系統的に学ぶ。
2. 学校教育における教科教育を重視するが、同時に各教科においては教科や校種を越える幅広い知識の修得に留意する。
3. 学校教育および幼児教育における様々の実践的現代的課題について広く学ぶ。
4. 学校教育および幼児教育の課題を自ら見出し、探究し、解決を図る実践的な場を用意する。
5. 特別研究においては、教科あるいは教職に関する実践的な課題について理論を踏まえた考察を主体的に深めることを目指す。

本研究科は小学校・中学校を中心に幼稚園・高等学校を含む教員の養成を目指して、教育学、特に学校教育に関わる諸分野を研究領域として、その教育課程を上記編成方針に基づき、具体的には次のように編成する。

3. カリキュラム編成と趣旨

授業科目は、6の科目群から構成される。「基礎理論科目」は、教育実践の基礎となっている教育学及び教育心理学の学術的な領域・分野を研究する科目である。「実践研究科目」は、教育の基礎的な理論と教育実践の橋渡しをする応用的な分野の科目で、学校教育・幼児教育の実践的な課題に結

び付いた学術的な研究分野を取り扱う科目である。「基礎理論科目」「実践研究科目」の科目群から、2単位以上修得するものとする。次に、教科（初等中等教育）・領域（幼児教育）及び指導法に関連した科目群がある。「教科、領域及び指導法（初等・幼児）科目」は、小学校教科・幼稚園の保育内容領域及び指導法に関する科目で、小学校教諭又は幼稚園教諭・保育教諭の専修免許状取得のためには、2単位以上修得するものとする。「教科及び指導法（中等）科目」は、中学校・高等学校教諭（数学）又は（音楽）の専修免許状取得のためには、相当する科目を2単位以上修得するものとする。「教職インターンシップ」は、学校又は幼稚園（認定こども園を含む。）において教育実践経験を長期にわたり積みながら、教師としてのインターンシップを行う科目で、とりわけ学部直進者には6単位以上を必修とする科目である。現職教員には、必修とせず、相当する単位を他の科目群から取得することを奨めるが、選択科目として履修することを妨げるものではない。「特別研究」は、修士学位論文に関わる研究を行う科目であり、6単位の修得を必修とする。

教育学研究科カリキュラム構成

- a. 基礎理論科目
- b. 実践研究科目
- c. 教科、領域及び指導法（初等・幼児）科目
- d. 教科及び指導法（中等）科目
- e. 教職インターンシップ
- f. 特別研究

a. 基礎理論科目

「基礎理論科目」は、学校教育及び幼児教育基礎となる教育学及び教育心理学の学術的な研究と理論に関する講義科目であり、「保育職特論」「教育思想特論」「比較教育学特論」「教育方法学特論」「幼児教育学特論」「幼児心理学特論」「教育心理学特論」「生涯発達心理学特論」「特別支援教育学特論」の9つの講義科目が開設される。この内、「幼児教育学特論」「幼児心理学特論」は特に幼児教育の基礎理論をなす学術研究分野の科目であるが、専修免許状としては幼稚園教諭だけでなく、小学校教諭のための幼小接続に関連した科目としての位置づけもある。他の7科目は、幼小中高に共通した科目として開設している。

b. 実践研究科目

「実践研究科目」は、さらにその応用的あるいはより実践的な研究分野に関する科目であり、「保

育臨床特論」「障害児保育特論」「発達障害学特論」「臨床発達心理学特論」「異文化間教育特論」「特別活動特論」「生徒指導特論」「ICT 活用演習」の7の講義科目と1の演習科目からなる。aの科目とbの科目から、2単位以上の履修が必要である。

c. 教科、領域及び指導法（初等・幼児）科目

「教科、領域及び指導法（初等・幼児）科目」は、幼児教育の領域、小学校教育の教科及びその指導法に関する科目である。「保育内容研究」「国語科教育内容研究」「社会科教育内容研究」「理科教育内容研究」「図画工作科教育内容研究」「家庭科教育内容研究」「体育科教育内容研究」「外国語科教育内容研究」「日本文学特論」「科学教育演習」「造形表現演習」の9の講義科目、2の演習科目からなり、10の教科ないし領域の科目である。このうち、「保育内容研究」と「造形表現演習」の2科目は、幼児教育に特化した科目であり、他の科目は小学校の教科に特化した科目である。次に、小学校教科の指導法科目として、「国語科指導法演習」「算数科指導法演習」「音楽科指導法演習」「図画工作科指導法演習」の4の指導法演習科目が開設される。小学校教諭又は幼稚園教諭の専修免許状を取得する者は、2単位以上の履修が必要である。

d. 教科及び指導法（中等）科目

「教科及び指導法（中等）科目」は、中学校・高等学校の数学又は音楽の教科及び指導法の科目である。

数学：中学校・高等学校の教科及び指導法の科目として、「数学科教育内容研究」「代数学特論」「幾何学特論」「解析学特論」「現代数学特論 A」「現代数学特論 B」「現代数学特論 C」「数学教育学特論」「情報数理演習」の9科目からなり、うち8科目は講義科目、1科目は演習科目である。「現代数学特論 A」「現代数学特論 B」「現代数学特論 C」「情報数理演習」は教科の専門的事項に関する科目、「数学教育学特論」は数学教育について研究する科目であり、「数学科教育内容研究」は数学科の教科内容構成学に関する科目である。中学校・高等学校教諭（数学）の専修免許状を取得する者は、2単位以上の履修が必要である。

音楽：中学校・高等学校の教科及び指導法の科目として、「器楽研究 A I」「器楽研究 A II」「器楽研究 B I」「器楽研究 B II」「声楽研究 I」「声楽研究 II」「作曲研究 I」「作曲研究 II」の8の実技科目、「音楽科教育内容研究」「音楽学特論」「音楽教育学特論」の3の講義科目、「音楽表現演習」の1の演習科目がある。このうち、「音楽教育学特論」は音楽教育について研究する科目であり、他は音楽の専門的事項に関する科目である。中学校・高等学校教諭（音楽）の専修免許状を取得する者は、2単位以上の履修が必要である。

e. 教職インターンシップ

「教職インターンシップ」は、特に学部直進者のために、教育現場での教育実践を行いながら、教師としてのより高度なインターンシップを行うための科目である。教育現場でインターンシップを実施する科目が「教職インターンシップ I a」「教職インターンシップ I b」「教職インターンシップ II a」「教職インターンシップ II b」であり、「教職インターンシップ I a」「教職インターンシップ II a」

は、幼稚園（認定子ども園を含む。）又は小学校でのインターンシップを行いながら教育実践の指導を受ける科目である。「教職インターンシップⅠb」「教職インターンシップⅡb」は、中学校又は高等学校でのインターンシップを行いながら教育実践の指導を受ける科目である。学部直進者は、「教職インターンシップⅠa」又は「教職インターンシップⅠb」のいずれか4単位以上が必修である。

これらの教職インターンシップにおける実践的研究のアプローチの仕方と教育実践報告書の指導を受ける科目として、「教職実践研究（初等）」「教職実践研究（中等）」があり、学部直進者は、いずれか2単位以上の履修が必修である。現職教員については、必修としないが、特に履修を妨げるものではない。

f. 特別研究

「特別研究」は修士論文の作成を目的とし、それに向けた準備・研究の指導を行う科目である。研究テーマは教育実践に関わりをもつものを主とする。

上記a～fの科目から所定の単位（30単位以上）を取得し、修士論文を作成・提出し、審査委員会の審査に合格することで、本研究科の修了資格が得られる（後述）。

Ⅲ 研究倫理

「研究倫理」：レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たっての注意

研究倫理教育の必要性

昨今、研究論文のデータ捏造などの研究活動上の不正行為が大きな社会問題となっています。大学生・大学院生の皆さんは、「コピペ」という言葉を耳にしたことがあると思いますが、これも研究活動上の他人の文章の盗用にあたり、社会問題の一つとして厳しい処分を受けることになります。

私たちの社会は、研究活動を通じて身の回りにある事象を正しく見て、正しく考え、正しく対処することの繰り返しによって成り立ち、今日の科学技術の発展に繋がっています。もし、不正行為がまかり通ってしまえば、間違った情報による結果を利用することになり、私たち自身が大きな被害を受けることにもなります。

こうした社会的信頼を失わないためにも、基本となる研究活動の取り組み方を考える必要があります。

椋山女学園大学では、研究倫理教育という考えのもと、正しい研究活動への取り組みが行われるよう支援を行っています。

〈研究活動における不正行為とは何か？〉

「研究活動による不正行為」とは、研究成果の内容に、データや調査結果等の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用を行うことです。以下の不正行為は、授業等で課題として提出するレポートにも該当し、適用されます。

①捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成することです。実際に行っていない実験の結果や原資料収集処理の結果等をでっち上げることを言います。

②改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。研究活動成果のつじつま合わせをすることを言います。

③盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。他の研究者の文章や図版を引用する際に、引用元（出典元）を明記せず、自分の考えとして作成（発表）することを言います。「コピペ」もこれに当たります。

④二重投稿

他の学術誌等に既発表（学会の口頭発表は含まれません。）又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

⑤不適切なオーサiership

論文著作者が適正に公表されないこと。論文の作成に関わった著作者、共著者、実験やデータの分析に関わった人は、すべて掲載することが求められています。これらの人々が掲載されないことを指しています。

〈研究活動の基本事項〉

レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たり、調査や研究に取り組むこととなりますが、その中に、意図的でないしろ、不正行為となってしまう例が多々ありますので、以下のことを踏まえて、研究活動を進めていきましょう。

①研究を行うに当たっての責任

研究を行うに当たっては、関係法令や本学の諸規程を遵守するとともに、社会からの信頼と負託

の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従い誠実に行わなければなりません。

②情報・データの収集及び管理

研究に関する情報やデータは、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により、収集、保管を行わなければなりません。

③インフォームド・コンセント

人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者（被験者）に対し、事前に研究の目的、収集方法等について分かりやすく説明し、書面等により提供者の同意を得る必要があります。

④個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、関係法令や本学の諸規程を遵守し、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等の適正な取扱いに努めるとともに、資料、情報、データ等の管理に万全を期し、他に漏らしてはなりません。

⑤研究機器、薬品等の安全管理

研究実験で研究装置・機器、薬品及び材料等を使用する場合は、関係法令や本学の諸規程を遵守し、その安全管理に努めるとともに、責任をもって処理しなければなりません。

⑥研究成果の公表等

研究の遂行及び成果の発表では、他者の知的財産の侵害、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサiership等の不正な行為を行ってはなりません。

⑦差別、ハラスメントの排除

研究活動のすべてにおいては、個人の人格及び自由を尊重し、属性、思想、信条等による差別、ハラスメント行為を行ってはなりません。

生成 AI 活用に当たっての注意

生成 AI とは

生成 AI は、私たちの生活における、様々な場面で活用が進んでいます。今後はさらに社会活動の中で、重要なツールとなるとともに、大学での学びをより効果的なものとする可能性を有しています。

しかしながら、その一方で、現時点で課題も多く存在し、活用に当たっては様々な問題点に留意する必要があります。

< 嵯山女学園大学における生成 AI の基本的な取扱いについて >

講義や演習の内容により、生成 AI をツールとして活用することで学習効果を高めることができると担当教員が判断する場合は、その指示の範囲内で使用することを可能とします。

< 使用に当たっての注意事項 >

生成 AI を使用して得た結果をそのままレポート等に用いることは、他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用する剽窃行為とみなされる場合があります。また、検索ツールとして使用する場合であっても、使用して得た内容には誤りが混ざっていることも少なくないため、自身でしっかり確認する必要があります。

また、生成 AI は、利用者が入力した情報を記録及び学習する特性を有しているため、次のような情報は入力してはいけません。

- ・自分もしくは他者の個人情報やプライバシー情報等
- ・研究活動で得た未公開データ等の機密事項
- ・他者の名誉を傷つける言葉、信用を失墜させるおそれのある言葉
- ・虚偽の情報

以上

Ⅳ 履 修 要 項

(1) 窓口取扱時間

本研究科の事務取扱時間は、下記のとおりです。夏・冬・春季休業期間など、取扱時間を変更する場合は、別途連絡します。

キャンパス	取扱時間
星が丘キャンパス	平 日 9:00～17:00
	土曜日 9:00～13:00

(2) 掲示・連絡

学生への伝達、連絡事項は、すべてS*map又は掲示で行います。呼び出し等があれば、早急に関係部署と連絡をとらなくてはなりません。

※S*map（エス・マップ）について

相山女学園大学での学生生活に関して、みなさんの知りたい情報や履修登録他、各種登録・連絡についてはWeb（インターネット）を通じて行います。学内のみならず学外からの利用も可能です。

お知らせや休講連絡・教職員からの呼び出し、授業予定など毎日必ずチェックするようにしてください。携帯電話等に情報を転送することもできます。

URL https://portal.sugiyama-u.ac.jp/s_map/

※緊急の連絡事項が生じた場合以外、電話による問い合わせ（行事予定、休講、成績等）には、対応することができません。

(3) 学籍の異動

休学・退学または復学を希望する場合は、事前に指導教員に相談してください。指導教員との面談の後、教務課より各諸願（届）用紙を受け取ってください。休学および復学する場合は、履修登録のスケジュール等について事前に教務課に確認してください。

学籍異動の種類	手続の方法	手続期間
休 学	・病気、その他やむを得ない事由により修学を一時的に中止しようとする場合は、「休学願」を提出してください。 ・病気のときは「休学願」に医師の診断書を添付してください。 ・休学期間中の授業料等は徴収しません。ただし、在籍料として年間100,000円（半期50,000円）を、半期ごとに徴収します。	各学期の始まる2ヶ月前まで
復 学	・休学の事由が解消して修学に復する場合は、「復学願」を提出してください。	前期：前年度1月末まで 後期：7月末まで
退 学	・退学を願い出る場合は、「退学願」を提出してください。 ・「退学願」提出の際、学生証は学生課に返納しなければなりません。	

※休学、復学、退学が許可された者には通知書を交付します。

(4) 授業時間

学期は前期、後期の2期とします。各週は月曜日より土曜日までを授業日とし、授業時間は次のとおりです。

時 限	授業時間
第 1 時 限	9 : 10 ~ 10 : 40
第 2 時 限	10 : 50 ~ 12 : 20
第 3 時 限	13 : 20 ~ 14 : 50
第 4 時 限	15 : 00 ~ 16 : 30
第 5 時 限	16 : 40 ~ 18 : 10
第 6 時 限	18 : 20 ~ 19 : 50

(5) 授業の出欠席

授業は原則としてすべて出席することが求められます。欠席が授業回数の3分の1を超えるときは、その授業科目の単位が与えられません。

また、本学では「公欠制度」はありません。欠席の扱いは、各教科の担当教員に一任されているので、欠席理由のある場合は、直接担当教員に申し出てください。ただし、数週間にわたる入院など教員と連絡を取ることが不可能な場合は、教務課がこれに代わることがあるため、早期の連絡を心がけるようにしてください。

※裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づき、裁判員選任手続期日及び審理・公判のため、授業を欠席する場合は、教務課に申し出てください。所定様式を提出することにより、成績評価「失格」の要件となる欠席扱いとはなりません。

※学校保健安全法に定める学校感染症に罹患した場合は、集団感染予防のため、所定期間は出席停止とします。詳細は、S*map キャビネット一覧にある「学校感染症（学生用）」を確認してください。参照してください。

(6) 休講

学内行事や教員の公務等により授業が休講となる場合には、担当教員からの連絡があり次第、通知します。休講通知がなく、始業時間より30分以上経過しても担当教員の教室への出講がない場合には、教務課の指示にしたがってください。授業が休講となった場合には、原則として補講します。

また、災害などの緊急時における授業の実施については原則として【休講措置】に従います。

【休講措置】

気象等の警報（暴風・暴風雪） 及び 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）		
愛知県尾張東部地域又は、同地域内のいずれかの市町村において暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発令された場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在で発令されている場合	1・2限休講
	午前11時現在で発令されている場合	すべて休講
在校中、上記地域に暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発令された場合	授業や試験又は大学行事は、大学の指示により、休講又は中止となります。	

■注意事項

1. 上記の気象警報が通学範囲内に発令されている場合、学生は登校を控えてください。
2. 上記以外の警報発令時において交通機関が運休した場合、又は身体の危険を感じた場合も、学生は無理な登校をしないでください。
3. 以上の場合には後日、遅滞なく担当教員に申し出てください。

※尾張東部地域：名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

※授業や試験又は大学行事中に休講又は中止となった場合は、各授業担当者又は大学行事の担当教員に出席を報告した後に帰宅してください。

地 震			
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された場合	災害対策本部からの指示があるまで待機してください。 授業や試験又は大学行事がある場合は指示があるまで中断となります。		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒／巨大地震注意）が発令された場合	在校中の場合	授業や試験又は大学行事は直ちに打ち切られます。 避難については教職員の指示に従ってください。	授業再開など、その後の対応はホームページ、S*map、災害伝言ダイヤルなどで案内します。
	在校中でない場合	授業や試験又は大学行事を中止あるいは延期します。 登下校中の場合は直ちに帰宅してください。ただし、状況に応じて大学又は最寄りの避難場所に避難してください。	

交通機関のストライキ		
名鉄（電車・バス）、名古屋市営交通（地下鉄・バス）のいずれかが、ストライキを実施した場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在でストライキが継続している場合	1・2限休講
	午前11時現在でストライキが継続している場合	すべて休講

交通機関の運休等の場合	
何らかの事情により交通機関が運休となる場合	授業や試験又は大学行事は、大学の指示により、休講又は中止とする場合があります。

(7) 課程修了の要件

- 〔1〕大学院修士課程の標準修業年限は2年である。2年間で所定の単位を修得できない場合は在学期間を延長することができるが、通算して4年を超えることはできない。
- 〔2〕標準修業年限2年を計画的に3年かけて修了する長期履修学生は3年間で所定の単位を修得する。
- 〔3〕「特別研究」(6単位)、「教職実践研究」(2単位)、「教職インターンシップⅠ」(4単位)を必修(計12単位)とし、それらを履修して単位を修得する。ただし、「教職実践研究」および「教職インターンシップⅠ」は、それぞれの研究領域に対応する学校種により、初等教育用の「教職実践研究(初等)」および「教職インターンシップⅠa」、または、中等教育用の「教職実践研究(中等)」および「教職インターンシップⅠb」のいずれかを履修する。ただし、現職教員及びそれに準ずる者に対しては、教育上有益と認められる場合、「教職インターンシップⅠ」、「教職実践研究」の単位は選択必修とせず、他の選択科目の履修をもって替えることができる。
- 〔4〕選択科目のうち18単位以上を選択履修し単位を修得する。ただし、「基礎理論科目」または「実践研究科目」から2単位以上、「教科、領域及び指導法(初等・幼児)科目」または「教科及び指導法(中等)科目」から2単位以上を修得する。
- 〔5〕幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状(数学・音楽)、高等学校教諭専修免許状(数学・音楽)のいずれかを取得するのに必要な科目を履修しその単位を修得する。
- 〔6〕「特別研究」における研究成果として修士論文を提出し、審査委員会の審査に合格する。

(8) 学位

本研究科に2年以上在学し、所定の単位(30単位)を修得した者に対して修士(教育学)の学位を授与する。

(9) 授業科目の履修と研究指導の方法

学生の学修研究計画に合わせて授業科目を選択する際には、以下に述べる本研究科の教育課程における教育方法の特色を活かして、効果的に学習・研究を進めてほしい。

1. コース選択とカリキュラム選択

本研究科は、総合的な研究を行うため、個々の学生のこれまでの学習状況の多様性に対応し、研究テーマに応じた幅広い科目履修が可能となるよう、単一専攻とし、柔軟なカリキュラム構成となっている。一方で、その研究で取り扱う専門領域に応じて「学校教育・幼児教育専修コース」「数学教育専修コース」「音楽教育専修コース」の3コースが用意されている。学生は、各自が指導を受ける研究指導教員を定めるとともに、コースの選択を行う。更に科目選択については、後述の履修モデル(p.22 - p.25)を参考に、研究指導教員と十分に相談して決定する。

2. 研究指導体制

本研究科では、下に述べるような流れの研究指導体制のもとで、学生の学修研究を支援する(研究指導スケジュール表 p.18, p.19 参照)。

(1) 研究指導教員の決定

入学時に提出された研究計画書をもとに必要ながあれば面談を行った上で研究指導教員を定める。学生は、研究指導教員の主催する特別研究を履修し、その継続的な指導の下に、2年かけて修士論文を完成させる。学生は、研究指導教員から、論文指導だけでなく、長期実践科目「教職インターンシップⅠ」での巡回指導、講義の履修指導等、学修過程全体に対して指導を受けることとなる。

(2) コースの選択

本研究科は単一専攻であるが、その取り扱う専門領域に応じて「学校教育・幼児教育専修コース」「数学教育専修コース」「音楽教育専修コース」の3つのコースに分かれている。研究指導教員を定めることは同時にこのコースを選択することでもある。

(3) 副指導教員の選定

本研究科では、校種をまたいだ研究、学科をまたいだ研究、理論と実践のつながりを重視する研究が奨励されることから、学生は、研究指導教員の指導の下で、研究テーマに即した副指導教員を選定し、その指導を受けることができる。学生は、研究指導教員と副指導教員との密接な連絡の下に研究を進めることができ、副指導教員が主催する特別研究にも参加することができる。

(4) 研究発表会（3回）

1年次後期初め（10月）、2年次前期初め（4月）、2年次後期初め（10月）に、その時点での研究の進捗状況と今後の研究計画を報告する研究発表会を実施する。研究発表会には、本研究科の教員および学生が全員参加する。研究発表会において、学生は研究指導教員以外の教員および他の学生から研究に関する助言や示唆を受けることができるため、個々の研究をより深化・発展させる大変重要な機会となる。

(5) 修士論文の提出と修士論文発表会

2年次後期末の1月上旬には、修士論文を所定の形式で提出し、1月下旬に修士論文発表会を行う。修士論文発表会は、研究科教員・学生だけでなく、学部教員・学生も聴講できる。

(6) 修士論文口頭試問と論文審査

修士論文の審査は、主査1名と副査2名の3名の審査員による。研究指導教員は主査となることはない。審査員3名は、2年次後期末の1月上旬に提出された修士論文を精査した上で、2月上旬に口頭試問を実施して、その審査を終える。

3. 講義・演習科目の履修

講義・演習の履修については、研究指導教員と十分に相談して決定する。コースおよび取得する専修免許に応じたコースモデルを提示する（p.22 - p.25）ので、参考にしてほしい。

実習関係の科目の履修時期については、学生の研究の進展状況に加えて実習校での授業進行状況もあるため、研究指導教員・実習担当教員と十分に打合せを行わなければならない。また実習時間と他の講義との重複を避けるため、原則として週1日一定の曜日を実習日とする。実習校の都合等により実習時間と他の講義が重複した場合には、授業担当教員に申し出ることにより、講義時間が臨時に変更されることもある。

特に長期履修制度による入学者は、履修時期について研究指導教員・実習指導教員・実習校との綿密な相談が必要となる。場合によっては特別の授業開講時間を通常の授業とは別に設けることもある。

4. 履修登録単位の上限

1年次において、修得可能な単位数の上限を「特別研究」を除いて25単位とする。ただし現職教員及びそれに準ずる者においてはこれを適用しない。

5. 成績評価

授業科目の成績は、筆記試験、口述試験、レポート提出、実技試験等の結果によってS（90～100点相当）、A（80～89点相当）、B（70～79点相当）、C（60～69点相当）、D（59点以下）の評価を行い、C以上の成績であった者を合格とする。不合格であった者に対しては再試験を行う場合がある。また、定期試験を病気等の理由で欠席した場合には追試験を行う。これらは教育学部での評価方法に準ずる。

6. 研究倫理の遵守

大学院生も研究者として、相山女学園大学学術研究倫理憲章（平成24年3月制定）に則り、研究を進めなければならない。それは修士論文の作成にあたって、強く意識する必要がある。

7. 学位論文審査

修士論文の審査は本学の学位規準に従って次のように行われる。

- (1) 学位審査委員会は研究科委員会の承認の元に教授3名で構成される。必要あるときはこれに准教授または講師2名以内を加えることができる。指導教員は原則として審査委員に加わるものとするが、主査となることはできない。
- (2) 論文審査 審査は口頭試問と論文審査（論文審査基準 p.26 参照）によって厳格に行う。委員会が必要と認める場合には、さらに他の教員あるいは外部の専門家に意見を求めることができる。
- (3) 論文の公開 論文結果の概要については修士論文発表会で全研究科に公表する。また要旨を「相山女学園大学教育学部紀要」に掲載すると共に研究科ウェブサイトにも一定期間掲載する。

論文の内容については、当該の学会等で発表し、あるいは学会誌等に論文として公表することが推奨される。

8. 長期履修制度

現職教員等で2年間の在籍では修了に必要な所定の単位の取得が困難な場合には、申し出により修業年限を3年とすることができる。長期履修制度を利用するためには、入学時に所定の手続きをし、審査を受けなければならない。

研究指導年間スケジュール表

月	1 年次	2 年次
4	【新入生オリエンテーション】 ・カリキュラム等の説明 ・研究計画の立て方の説明 ・研究指導教員の決定 【履修登録】 ・研究指導教員との科目履修相談 【研究計画書提出】 ・研究指導教員と相談し、修士論文のテーマ・構想決定 【教職実践研究・教職インターンシップⅠの検討】 ・研究指導教員・実習担当教員と相談の上、計画作成	【第2回研究発表会】 ・2年次生全員で研究内容の紹介と中間報告を行う。修士論文のテーマ・構想の確認をしつつ、教員・大学院生からのアドバイスにより、研究内容のより深い検討を行う。 【履修登録】 ・研究指導教員との科目履修相談 【教職インターンシップⅡの検討】 ・研究指導教員・実習担当教員と相談の上、計画作成
5	参考文献・データの収集方法と文献利用の指導 教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導
6	修士論文のテーマ・構想の検討 教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導
7	教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導
8		
9	教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導
10	教職インターンシップⅠ 【第1回研究発表会】 ・研究計画とその準備状況を報告する。1年次生全員が参加することで、相互に研究の構想と進捗状況を知り、研究指導教員以外の教員や大学院生からのアドバイスも受けることによって、研究構想をブラッシュ・アップする。2年次第3回発表会と合同実施する。	【第3回研究発表会】 ・修士論文の中間発表を2年次生全員で行う。相互に修士論文の進捗状況を知り、研究指導教員以外の教員からのアドバイスを受けることによって、修士論文をブラッシュ・アップする。1年次第1回発表会と合同実施する。
11	教職インターンシップⅠ	【修士論文審査委員の決定】 ・主査1名、副査2名
12	教職インターンシップⅠ	
1	教職インターンシップⅠ 【修士論文発表会】 ・今後の自己の研究に活かすべく、2年次の修士論文発表会に参加し、研究姿勢・研究内容等を学ぶ。 【修士論文テーマ・構想の確定】 ・春期休暇中の研究について研究指導教員と相談	【修士論文提出】（上旬） 【修士論文発表会】 ・学部学生の卒業研究発表会に時期を合わせて、教員・大学院生・学部学生に対して研究発表を行う。
2	教職インターンシップⅠ	【修士論文口頭試問】（上旬） 審査員3名、他の院生・教員の傍聴可
3	教職インターンシップⅠ 【教職インターンシップⅠ報告書作成】 ・実践研究報告書の作成・提出	【学位授与判定研究科委員会】（上旬） 【学位授与式】（15日）

研究指導年間スケジュール表（長期履修学生用）

月	1 年次	2 年次	3 年次
4	【新入生オリエンテーション】 ・カリキュラム等の説明 ・研究計画の立て方の説明 ・研究指導教員の決定 【履修登録】 ・研究指導教員との科目履修相談 【研究計画書提出】 ・研究指導教員と相談し、修士論文のテーマ・構想決定。 【教職実践研究・教職インターンシップⅠの検討】 ・研究指導教員・実習担当教員と相談の上、計画作成	【第2回（1）研究発表会】 ・2 年次生全員で研究内容の紹介と中間報告を行う。修士論文のテーマ・構想の確認をしつつ、教員・大学院生からのアドバイスにより、研究内容のより深い検討を行う。 【履修登録】 ・研究指導教員との科目履修相談 【教職インターンシップⅡの検討】 ・研究指導教員・実習担当教員と相談の上、計画作成	【第2回（2）研究発表会】 ・3 年次生全員で研究内容の紹介と中間報告を行う。修士論文のテーマ・構想の確認をしつつ、教員・大学院生からのアドバイスにより、研究内容のより深い検討を行う。 【履修登録】 ・研究指導教員との科目履修相談
5	参考文献・データの収集方法と文献利用の指導 教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導	修士論文の作成指導
6	修士論文のテーマ・構想の検討 教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導	修士論文の作成指導
7	教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導	修士論文の作成指導
8			
9	教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導	修士論文の作成指導
10	教職インターンシップⅠ 【第1回研究発表会】 ・研究計画とその準備状況を報告する。1 年次生全員が参加することで、相互に研究の構想と進捗状況を知り、研究指導教員以外の教員や大学院生からのアドバイスも受けることによって、研究構想をブラッシュ・アップする。2、3 年次第3回発表会と合同実施する。	【第3回（1）研究発表会】 ・修士論文の中間発表を2 年次生全員で行う。相互に修士論文の進捗状況を知り、研究指導教員以外の教員からのアドバイスを受けることによって、修士論文をブラッシュ・アップする。1 年次第1回発表会と合同実施する。	【第3回（2）研究発表会】 ・修士論文の中間発表を3 年次生全員で行う。相互に修士論文の進捗状況を知り、研究指導教員以外の教員からのアドバイスを受けることによって、修士論文をブラッシュ・アップする。1 年次第1回発表会と合同実施する。
11	教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導	【修士論文審査委員の決定】 ・主査1名、副査2名
12	教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導	
1	教職インターンシップⅠ 【修士論文発表会】 ・今後の自己の研究に活かすべく、3 年次生の修士論文発表会に参加し、研究姿勢・研究内容等を学ぶ。 【修士論文テーマ・構想の確定】 ・春期休暇中の研究について研究指導教員と相談	・春期休暇中の研究について研究指導教員と相談	【修士論文提出】（上旬） 【修士論文発表会】 ・学部学生の卒業研究発表会に時期を合わせて、教員・大学院生・学部学生に対して研究発表を行う。
2	教職インターンシップⅠ	修士論文の作成指導	【修士論文口頭試問】（上旬） 審査員3名、他の院生・教員の傍聴可
3	教職インターンシップⅠ 【教職インターンシップⅠ報告書作成】 ・実践研究報告書の作成・提出	修士論文の作成指導	【学位授与判定研究科委員会】（上旬） 【学位授与式】（15日）

(10) 授業科目の履修登録時期について

修士課程の履修登録は年2回、前期と後期に行うことができる。

①前期

年間（前期・後期）の履修計画を立て、後期科目についても履修登録を行うこと。

②後期

所定の期間に4月に行った仮登録状況を確認し、変わる点があれば変更を行うこと。

(11) 授業科目の履修登録に関する注意事項

- ①受講および単位の修得を希望する授業科目については必ず履修登録を行うこと。この登録を怠ると授業科目の履修はできず、単位は認定されない。
- ②履修計画を立てるにあたっては、本冊子を参考にし、それぞれの指導教員に指導を受けること。
- ③一度履修登録が確定した科目は、変更したり、追加・削除することができない。
- ④一度単位を修得した科目について、再び履修登録をすることはできない。

(12) 授業科目、単位数および担当教員
(教育学研究科教育学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	単位数		担当教員	配当年次	幼専	小専	中専 (数)	高専 (数)	中専 (音)	高専 (音)
		必修	選択								
基礎理論科目	保育職特論		2	清葉子	1年前期	○					
	教育思想特論		2	伊藤博美	1年後期	○	○	○	○	○	○
	比較教育学特論		2	山田真紀	1年前期	○	○	○	○	○	○
	教育方法学特論		2	古市直樹	1年前期	○	○	○	○	○	○
	幼児教育学特論		2	伊藤博美	1年前期	○	○				
	幼児心理学特論		2	朴信永	1年前期	○	○				
	教育心理学特論		2	石橋尚子	1年前期	○	○	○	○	○	○
	生涯発達心理学特論		2	石橋尚子	1年後期	○	○	○	○	○	○
	特別支援教育学特論		2	松村齋	1年前期	○	○	○	○	○	○
実践研究科目	保育臨床特論		2	朴信永	1年後期	○					
	障害児保育特論		2	丹羽健太郎	1年前期	○					
	発達障害学特論		2	中島正夫	1年後期	○	○	○	○	○	○
	臨床発達心理学特論		2	丹羽健太郎	1年前期	○	○	○	○	○	○
	異文化間教育特論		2	安達理恵	1年後期	○	○	○	○	○	○
	特別活動特論		2	山田真紀	1年後期		○	○	○	○	○
	生徒指導特論		2	森敬之	1年後期		○	○	○	○	○
	I C T活用演習		2	深谷和義	1年後期	○	○	○	○	○	○
教科、領域及び指導法(初等・幼児)科目	保育内容研究		2	磯村正樹	1年後期	○					
	国語科教育内容研究		2	森和久	1年前期		○				
	社会科教育内容研究		2	相川保敏	1年後期		○				
	理科教育内容研究		2	野崎健太郎	1年前期		○				
	図画工作科教育内容研究		2	磯部錦司	1年前期		○				
	家庭科教育内容研究		2	室雅子	1年前期		○				
	体育科教育内容研究		2	佐藤善人	1年前期		○				
	外国語科教育内容研究		2	安達理恵	1年前期		○				
	日本文学特論		2	高橋麻織	1年後期		○				
	科学教育演習		2	野崎健太郎	1年後期		○				
	造形表現演習		2	磯部錦司	1年後期	○					
	国語科指導法演習		2	森和久	1年後期		○				
	算数科指導法演習		2	伊藤仁一	1年前期		○				
	音楽科指導法演習		2	山中文	1年後期		○				
	図画工作科指導法演習		2	松下明生	1年後期		○				
教科及び指導法(中等)科目	数学科教育内容研究		2	伊藤仁一	1年前期			○	○		
	代数学特論		2	竹内聖彦	1年前期			○	○		
	幾何学特論		2	伊藤仁一	1年前期			○	○		
	解析学特論		2	川村昌也	1年前期			○	○		
	現代数学特論A		2	竹内聖彦	1年後期			○	○		
	現代数学特論B		2	川村昌也	1年後期			○	○		
	現代数学特論C		2	伊藤仁一	1年後期			○	○		
	数学教育学特論		2	伊藤仁一	1年前期			○	○		
	情報数理演習		2	深谷和義	1年前期			○	○		
	音楽科教育内容研究		2	小杉裕子	1年前期					○	○
	器楽研究AⅠ		1	筒井紀貴	1年前期					○	○
	器楽研究AⅡ		1	筒井紀貴	1年後期					○	○
	器楽研究BⅠ		1	天久 / 澤田 / 野村 / 富久田	1年前期					○	○
	器楽研究BⅡ		1	天久 / 澤田 / 野村 / 富久田	1年後期					○	○
	声楽研究Ⅰ		1	池田京子	1年前期					○	○
	声楽研究Ⅱ		1	池田京子	1年後期					○	○

科目 区分	授業科目の名称	単位数		担当教員	配当年次	幼専	小専	中専 (数)	高専 (数)	中専 (音)	高専 (音)
		必修	選択								
教科及び指導法 (中等)科目	作曲研究Ⅰ		1	渡邊康	1年前期					○	○
	作曲研究Ⅱ		1	渡邊康	1年後期					○	○
	音楽学特論		2	小沢優子	1年後期					○	○
	音楽教育学特論		2	山中文	1年前期					○	○
	音楽表現演習		2	小杉裕子	1年後期					○	○
教職インターンシップ	教職インターンシップⅠa		4	石橋尚子/清葉子 相川保敏/古市直樹/森和久	1年通年	○	○				
	教職インターンシップⅠb		4	伊藤仁一/深谷和義 山中文	1年通年			○	○	○	○
	教職インターンシップⅡa		2	石橋尚子/清葉子 相川保敏/古市直樹/森和久	2年前期	○	○				
	教職インターンシップⅡb		2	伊藤仁一/深谷和義 山中文	2年前期			○	○	○	○
	教職実践研究(初等)		2	石橋尚子/清葉子 相川保敏/古市直樹/森和久	1年通年	○	○				
	教職実践研究(中等)		2	伊藤仁一/深谷和義 山中文	1年通年			○	○	○	○
特別研究		6		安達/池田/石橋/磯部/伊藤(仁) 伊藤(博)/佐藤/竹内/中島/野崎/ 深谷/山田/山中	1年前期～ 2年後期						

教職課程の免許種・教科別カリキュラム選択＝○

履修モデル ※履修計画を立てるうえでの参考に各コースごとの履修モデルを提示する。

学校教育・幼児教育専修コース(学部卒業生)

小学校教諭専修免許		単位数		幼稚園教諭専修免許		単位数		小学校教諭及び幼稚園教諭 専修免許		単位数	
		必修	選択			必修	選択			必修	選択
基礎理論科目	教育思想特論		2	基礎理論科目	保育職特論		2	基礎理論科目	教育思想特論		2
	比較教育学特論		2		比較教育学特論		2		比較教育学特論		2
	教育方法学特論		2		幼児教育学特論		2		教育方法学特論		2
実践研究科目	臨床発達心理学特論		2	実践研究科目	保育臨床特論		2	実践研究科目	発達障害学特論		2
	異文化間教育特論		2		発達障害学特論		2		臨床発達心理学特論		2
					障害児保育特論		2		異文化間教育特論		2
教科、領域及び指導法 (初等・幼児)科目	国語科教育内容研究		2	教科、領域及び指導法 (初等・幼児)科目	保育内容研究		2	教科、領域及び指導法 (初等・幼児)科目			
	理科教育内容研究		2		造形表現演習		2				
	外国語科教育内容研究		2								
	国語科指導法演習		2								
教職インターンシップ	教職インターンシップⅠa	4		教職インターンシップ	教職インターンシップⅠa	4		教職インターンシップ	教職インターンシップⅠa	4	
	教職実践研究(初等)	2			教職実践研究(初等)	2			教職実践研究(初等)	2	
特別研究		6		特別研究		6		特別研究		6	
合 計		12	18	合 計		12	18	合 計		12	18

数学教育専修コース（学部卒業生）

中学校教諭（数学）・高等学校教諭（数学） 専修免許状		単位数	
		必修	選択
基礎理論科目	教育思想特論		2
実践研究科目	臨床発達心理学特論 I C T活用演習		2 2
指導法（幼児・小・中・高） 科目	教科、領域及び 指導法（初等・中等） 科目		
（中等） 科目	数学科教育内容研究 現代数学特論A 現代数学特論B 現代数学特論C 数学教育学特論 情報数理論演習		2 2 2 2 2 2
教職インターンシップ	教職インターンシップI b 教職実践研究（中等）	4 2	
特別研究		6	
合 計		12	18

中学校教諭（数学）・高等学校教諭（数学） 及び小学校教諭専修免許状		単位数	
		必修	選択
基礎理論科目	教育思想特論 比較教育学特論 教育方法学特論 教育心理学特論 生涯発達心理学特論		2 2 2 2 2
実践研究科目	発達障害学特論 臨床発達心理学特論 異文化間教育特論 特別活動特論 I C T活用演習		2 2 2 2 2
指導法（幼児・小・中・高） 科目	科学教育演習 算数科指導法演習		2 2
（中等） 科目	現代数学特論A 数学教育学特論		2 2
教職インターンシップ	教職インターンシップI b 教職実践研究（中等）	4 2	
特別研究		6	
合 計		12	28

音楽教育専修コース（学部卒業生）

中学校教諭（音楽）・高等学校教諭（音楽） 専修免許状		単位数	
		必修	選択
基礎理論科目	比較教育学特論 教育方法学特論		2 2
実践研究科目	臨床発達心理学特論		2
指導法（幼児・小・中・高） 科目	教科、領域及び 指導法（初等・中等） 科目		
（中等） 科目	器楽研究A I 器楽研究A II 声楽研究I 声楽研究II 作曲研究I 作曲研究II 音楽学特論 音楽教育学特論 音楽表現演習		1 1 1 1 1 1 2 2 2
教職インターンシップ	教職インターンシップI b 教職実践研究（中等）	4 2	
特別研究		6	
合 計		12	18

中学校教諭（音楽）・高等学校教諭（音楽） 及び小学校教諭専修免許状		単位数	
		必修	選択
基礎理論科目	教育思想特論 比較教育学特論 教育方法学特論 教育心理学特論 生涯発達心理学特論		2 2 2 2 2
実践研究科目	発達障害学特論 臨床発達心理学特論 異文化間教育特論 特別活動特論 生徒指導特論 I C T活用演習		2 2 2 2 2 2
指導法（幼児・小・中・高） 科目	音楽科指導法演習		2
（中等） 科目	器楽研究A I 器楽研究A II 声楽研究I 作曲研究I		1 1 1 1
教職インターンシップ	教職インターンシップI b 教職実践研究（中等）	4 2	
特別研究		6	
合 計		12	28

現職教員は、「教職実践研究」「教職インターンシップⅠ」の履修が免除されるので、他の選択科目を履修する。
学校教育・幼児教育専修コース（現職教員）

小学校教諭専修免許		単位数		幼稚園教諭専修免許		単位数		小学校教諭及び幼稚園教諭 専修免許		単位数	
		必修	選択			必修	選択			必修	選択
基礎理論科目	教育思想特論		2	基礎理論科目	教育思想特論		2	基礎理論科目	教育思想特論		2
	比較教育学特論		2		比較教育学特論		2		比較教育学特論		2
	教育方法学特論		2		教育方法学特論		2		教育方法学特論		2
	教育心理学特論		2		幼児教育学特論		2		幼児教育学特論		2
実践研究科目	発達障害学特論		2	実践研究科目	保育臨床特論		2	実践研究科目	発達障害学特論		2
	臨床発達心理学特論		2		発達障害学特論		2		臨床発達心理学特論		2
	異文化間教育特論		2		異文化間教育特論		2		異文化間教育特論		2
	I C T活用演習		2		I C T活用演習		2		I C T活用演習		2
(初等・幼児)科目	日本文学演習		2	(初等・幼児)科目	保育内容研究		2	(初等・幼児)科目	造形表現演習		2
	科学教育特論		2		造形表現演習		2		音楽科指導法演習		2
	国語科指導法演習		2								
	音楽科指導法演習		2								
特別研究		6		特別研究		6		特別研究		6	
合 計		6	24	合 計		6	24	合 計		6	26

数学教育専修コース（現職教員）

中学校教諭（数学）・高等学校教諭（数学） 専修免許状		単位数		中学校教諭（数学）・高等学校教諭（数学） 及び小学校教諭専修免許状		単位数	
		必修	選択			必修	選択
基礎理論科目	比較教育学特論		2	基礎理論科目	教育思想特論		2
					比較教育学特論		2
実践研究科目	臨床発達心理学特論		2	実践研究科目	教育方法学特論		2
	I C T活用演習		2		教育心理学特論		2
(初等・幼児)科目				(初等・幼児)科目	生涯発達心理学特論		2
				実践研究科目	発達障害学特論		2
(中等)科目	数学科教育内容研究		2		臨床発達心理学特論		2
	代数学特論		2	(中等)科目	異文化間教育特論		2
(中等)科目	幾何学特論		2		特別活動特論		2
	解析学特論		2	(中等)科目	生徒指導特論		2
(中等)科目	現代数学特論A		2		I C T活用演習		2
	現代数学特論B		2	(中等)科目	算数科指導法演習		2
(中等)科目	現代数学特論C		2		現代数学特論A		2
	数学教育学特論		2	特別研究		6	
情報数理演習			2	合 計		6	26
特別研究		6		合 計		6	
合 計		6	24	合 計		6	26

音楽教育専修コース（現職教員）

中学校教諭（音楽）・高等学校教諭（音楽） 専修免許状		単位数	
		必修	選択
基礎理論科目	教育思想特論		2
	比較教育学特論		2
	教育方法学特論		2
実践研究科目	発達障害学特論		2
	臨床発達心理学特論		2
	異文化間教育特論		2
	I C T活用演習		2
(初等・幼児) 科目	教科、領域及び指導法		
(中等) 科目	器楽研究 A I		1
	器楽研究 A II		1
	声楽研究 I		1
	声楽研究 II		1
	作曲研究 I		1
	作曲研究 II		1
	音楽教育学特論		2
	音楽表現演習		2
特別研究		6	
合 計		6	24

中学校教諭（音楽）・高等学校教諭（音楽） 及び小学校教諭専修免許状		単位数	
		必修	選択
基礎理論科目	教育思想特論		2
	比較教育学特論		2
	教育方法学特論		2
	教育心理学特論		2
	生涯発達心理学特論		2
実践研究科目	発達障害学特論		2
	臨床発達心理学特論		2
	異文化間教育特論		2
	特別活動特論		2
	生徒指導特論		2
	I C T活用演習		2
(初等・幼児) 科目	音楽科指導法演習		2
(中等) 科目	音楽科教育内容研究		2
特別研究		6	
合 計		6	26

注）現職教員（勤務年数3年以上）の場合

教育職員免許法第6条別表第三を適用する場合、免許状取得に必要な単位数が15単位まで軽減されるが、履修モデルはそれを考慮していない。

(13) 梶山女学園大学大学院教育学研究科学位論文審査基準（評価基準）

修士論文の審査に関しては、梶山女学園大学大学院教育学研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

（審査体制・審査方法）

- ・審査委員会は、主査1名及び副査2名をもって構成する。指導教員は原則として審査委員に加わるものとするが、主査となることはできない。
- ・審査は、論文審査及び最終試験（口頭試問）により行う。
- ・研究科委員会が認める場合には、さらに他の教員あるいは外部の専門家に意見を求めることができる。
- ・審査は、審査委員の合議で行う。
- ・審査委員会は、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

（審査項目）

修士学位論文は、学校教育あるいは幼児教育における課題解決に必要な知識・能力の修得を示す、独自の考察を含んだ自著の論文とし、加えて高い知性と豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員に相応しい資質能力を身につけた者に修士の学位を授与する。

修士論文の評価にあたっては、次の点を考慮する。

- (1) 問題意識が明確で、研究の課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究が十分に整理され、適切に検討されていること。
- (3) 論文の構成が明確で、調査・分析・考察等が適切に行われていること。
- (4) 分析・考察の内容が論理的で、しかもオリジナリティがあること。
- (5) 引用等が適切になされていること。
- (6) 研究課題の分析・展開が十分に明解で、その結論に説得力があること。

*研究活動の遂行にあたっては、「梶山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規準」（平成27年大規準第11号）及び「梶山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン」（平成30年大規準第10号）に基づき、研究倫理に留意すること。

（審査基準）

上記の審査項目すべてを満たす修士論文を、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。

● 教育職員免許状の取得について

(1) 本研究科で取得できる免許状の種類

本研究科では以下の教育職員免許状を取得することができる。

ただし、すでに当該免許教科に対応する一種免許状を取得している者で、大学院における所定科目の単位を修得した者に限る。

研究科	専攻	免許種・教科
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（数学・音楽） 高等学校教諭専修免許状（数学・音楽）

(2) 教育職員免許状取得までのスケジュール

ガイダンス・手続等	2年履修	3年履修	期日・期限
ガイダンス	1年	1年	入学前後
教育職員免許状取得希望届の提出	1年	1年	前期履修登録締切
公立学校教員採用試験（1次）	2年	3年	6月
公立学校教員採用試験（2次）	2年	3年	7月
教育職員免許状申請ガイダンス	2年	3年	11月下旬
教育職員免許状の交付	2年	3年	修了式

(3) 教育職員免許状取得のための基礎資格と必要単位数

免許状の種類	所要資格	基礎資格	研究科における最低修得単位数
			大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭専修免許状		修士の学位を有すること	24
小学校教諭専修免許状		修士の学位を有すること	24
中学校教諭専修免許状		修士の学位を有すること	24
高等学校教諭専修免許状		修士の学位を有すること	24

(4) 教職課程で必要となる費用

教職課程の履修にあたっては、主に次の費用が必要となります。

種類	金額	納入時期
教職課程履修費 ※1	14,000 円	1 年次 4 月
教育職員免許状発行手数料（1 免許につき）※2	3,400 円	修了予定年度の 11 月

※1 椋山女学園大学で在学中に教職課程を履修し、教職課程履修費を納入した者は不要。

※2 愛知県教育委員会に納入する手数料となる。

教職課程カリキュラム表

(1) 幼稚園教諭専修免許状

免許法施行規則に定める 科目区分及び最低修得単位数		本学の開設授業科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容研究	2	24 単位以上 選択履修
		造形表現演習	2	
	教育の基礎的理解に関する科目	保育職特論	2	
		教育思想特論	2	
		比較教育学特論	2	
		幼児教育学特論	2	
		幼児心理学特論	2	
		教育心理学特論	2	
		生涯発達心理学特論	2	
		特別支援教育学特論	2	
		保育臨床特論	2	
		障害児保育特論	2	
		発達障害学特論	2	
		臨床発達心理学特論	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法学特論	2	
		I C T活用演習	2	
		異文化間教育特論	2	
	教職実践に関する科目	教職実践研究（初等）	2	
		教職インターンシップⅠ a	4	
		教職インターンシップⅡ a	2	

(2022 年度以降入学生適用)

(2) 小学校教諭専修免許状

免許法施行規則に定める 科目区分及び最低修得単位数		本学の開設授業科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	教科及び教科の指導法に関する科目	国語科教育内容研究	2	24 単位以上 選択履修
		理科教育内容研究	2	
		社会科教育内容研究	2	
		図画工作科教育内容研究	2	
		家庭科教育内容研究	2	
		体育科教育内容研究	2	
		外国語科教育内容研究	2	
		日本文学特論	2	
		科学教育演習	2	
		国語科指導法演習	2	
		算数科指導法演習	2	
		図画工作科指導法演習	2	
		音楽科指導法演習	2	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育思想特論	2	
		比較教育学特論	2	
		幼児教育学特論	2	
		幼児心理学特論	2	
		教育心理学特論	2	
		生涯発達心理学特論	2	
		特別支援教育学特論	2	
		発達障害学特論	2	
		臨床発達心理学特論	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法学特論	2	
		I C T活用演習	2	
		生徒指導特論	2	
		特別活動特論	2	
		異文化間教育特論	2	
	教職実践に関する科目	教職実践研究（初等）	2	
		教職インターンシップⅠ a	4	
		教職インターンシップⅡ a	2	

(2022 年度以降入学生適用)

(3) 中学校教諭専修免許状（数学）・高等学校教諭専修免許状（数学）

免許法施行規則に定める 科目区分及び最低修得単位数		本学の開設授業科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	教科及び教科の指導法に関する科目	数学科教育内容研究	2	24 単位以上 選択履修
		代数学特論	2	
		幾何学特論	2	
		解析学特論	2	
		現代数学特論 A	2	
		現代数学特論 B	2	
		現代数学特論 C	2	
		数学教育学特論	2	
		情報数理演習	2	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育思想特論	2	
		比較教育学特論	2	
		教育心理学特論	2	
		生涯発達心理学特論	2	
		特別支援教育学特論	2	
		発達障害学特論	2	
		臨床発達心理学特論	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法学特論	2	
		I C T 活用演習	2	
		生徒指導特論	2	
		特別活動特論	2	
		異文化間教育特論	2	
	教職実践に関する科目	教職実践研究（中等）	2	
		教職インターンシップ I b	4	
		教職インターンシップ II b	2	

(2022 年度以降入学生適用)

(4) 中学校教諭専修免許状（音楽）・高等学校教諭専修免許状（音楽）

免許法施行規則に定める 科目区分及び最低修得単位数		本学の開設授業科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	教科及び教科の指導法に関する科目	音楽科教育内容研究	2	24 単位以上 選択履修
		器楽研究 A I	1	
		器楽研究 A II	1	
		器楽研究 B I	1	
		器楽研究 B II	1	
		声楽研究 I	1	
		声楽研究 II	1	
		作曲研究 I	1	
		作曲研究 II	1	
		音楽学特論	2	
		音楽教育学特論	2	
		音楽表現演習	2	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育思想特論	2	
		比較教育学特論	2	
		教育心理学特論	2	
		生涯発達心理学特論	2	
		特別支援教育学特論	2	
		発達障害学特論	2	
		臨床発達心理学特論	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法学特論	2	
		I C T 活用演習	2	
		生徒指導特論	2	
		特別活動特論	2	
		異文化間教育特論	2	
	教職実践に関する科目	教職実践研究（中等）	2	
		教職インターンシップ I b	4	
		教職インターンシップ II b	2	

(2022 年度以降入学生適用)

V 教員紹介（研究分野）

1) 専任教員

教育学研究科の専任教員を紹介します。（50音順）

相川 保敏	
主 要 研 究 分 野	社会科教育
最近の研究テーマ	・地域の資源の活用 ・カリキュラム・マネジメント ・個別最適化学習、日本語指導

安達 理恵	
主 要 研 究 分 野	外国語教育、異文化間教育
最近の研究テーマ	児童の外国語や外国人に対する意識・態度、CLIL（内容言語統合型学習）、国際交流、ポートフォリオを使った教育や指導法
指導可能な領域	英語教育および異文化間コミュニケーションに関するテーマで実証的な手法による研究（量的・質的研究）。具体的なテーマとして、学習者の動機づけや、学習者の社会・文化的意識や異文化の人に対する態度、異文化理解教育、多言語教育や多文化共生・国際交流を目的とする教育やカリキュラム開発、SDGsのための教育など。

池田 京子	
主 要 研 究 分 野	声楽
最近の研究テーマ	声楽作品の演奏と作品研究、学齢に合った発声指導、歌声の可視化
指導可能な領域	ドイツリート・イタリア歌曲・日本歌曲・オペラ・オラトリオ・歌唱教育

石橋 尚子	
主 要 研 究 分 野	発達心理学
最近の研究テーマ	1. 「理想の人間像」の育ちに関する研究。児童生徒を対象とした理想自己と現実自己についての発達の研究と、教師の期待との関係、並びに両者の日韓比較研究。 2. オノマトペ（擬態語・擬声語）の発達と教育効果等の研究。
指導可能な領域	発達心理学並びに幼児教育・保育にかかわる領域。乳幼児から小学生までを主な対象として、その発達の様相や教育・保育のあり方等について、指導助言する。また、教育や保育の分野が抱える今日的課題について検討する。

磯部 錦司	
主 要 研 究 分 野	造形表現、美術教育、美術（絵画）
最近の研究テーマ	造形表現の内容、位置づけ、展開、役割と意味を実践的研究から考察。グローバル化や国際化、地域性や自然観・生命観等に関わる今日的課題について、造形表現をととした実践および制作活動から探求。
指導可能な領域	表現領域（造形）、図画工作科における実践的研究及び子ども理解。造形表現をととした異文化間教育、諸外国との比較研究。社会的活動としての展開、ワークショップにおける実践、絵画を中心とした制作活動等。

磯村 正樹	
主 要 研 究 分 野	保育学 幼児教育学
最近の研究テーマ	・ 保育者の人権意識に関する研究 ・ 保育者の実習指導に関する研究

伊藤 仁一	
主 要 研 究 分 野	数学（微分幾何学、直観幾何学）
最近の研究テーマ	1. 最小跡（曲面や多様体上に測地線によって定義される集合）の構造とその応用 2. 直観幾何学といえるような分野の確立とその数学教育や他の学問分野への応用 3. 教員養成カリキュラムと ICT を用いた図形教育に関する研究
指 導 可 能 な 領 域	幾何学を中心とする数学一般。特に直観幾何学といえるような誰にでも分かる図形の問題を扱う研究。また、その学校教育への活用。

伊藤 博美	
主 要 研 究 分 野	幼児教育学 教育哲学
最近の研究テーマ	1. 生活を基盤とした幼児教育・保育カリキュラム 2. 現在の保育者の研修制度 3. ケアリング理論に基づく教育理論
指 導 可 能 な 領 域	幼児教育・保育にかかわる領域 理論と実践の双方を視野におき、保育・教育の質向上につながる研究 幼児教育・保育に関する現代的な課題

川村 昌也	
主 要 研 究 分 野	大域解析学
最近の研究テーマ	多様体上の非線形偏微分方程式の解析

清 葉子	
主 要 研 究 分 野	保育学 幼児教育学 保育者養成
最近の研究テーマ	保育指導計画の立案について、大学が発信する学生参画の子育て支援活動の実践、保育者の実践力の育成と向上について、保育教材の開発と検討、学生のボランティア活動の意義と効果、効果的な実習指導について。

小杉 裕子	
主 要 研 究 分 野	芸術学（ピアノ）、教科・領域教育
最近の研究テーマ	1. ピアノ演奏法について、特にロマン派作曲家の作品。 2. 音楽教育の領域においては、子どもたちが興味をもって音にかかわり表現することのできる題材や、子どもたちの表現の受け止め方と援助法。

佐藤 善人	
主 要 研 究 分 野	体育科教育学、スポーツ教育学、子どもと遊び
最近の研究テーマ	・ 持久走・長距離走の授業づくり ・ 子どもの遊びと体力・運動能力、心の発達の関係 ・ 運動を苦手とする子どもへの指導
指 導 可 能 な 領 域	体育・保健体育授業づくりに関する研究。運動遊びの教育的可能性に関する研究。地域におけるスポーツ指導（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）の在り方に関する研究。

高橋 麻織	
主 要 研 究 分 野	日本古典文学研究
最近の研究テーマ	・ 平安時代の文学作品 ・ 『源氏物語』 准拠論 ・ 物語と歴史との関連性

竹内 聖彦	
主 要 研 究 分 野	数学（代数幾何学）
最近の研究テーマ	高次元代数多様体の分類、特に反標準因子が nef big な射影多様体である弱 Fano 多様体の構造の詳細な解析。初等整数論や初等組合せ論で扱い可能な数理の学校数学への活用。
指導可能な領域	幾何学・代数学を中心とする数学一般。特に代数幾何学、可換環論。日常の諸現象に隠された数理の学校数学への活用。

筒井 紀貴	
主 要 研 究 分 野	芸術実践論（ピアノ、伴奏法） 美学・芸術学（音楽学）
最近の研究テーマ	・ 20 世紀初頭のピアノ／歌曲の作品研究 ・ シェーンベルク周辺の調性観とその思想的背景

中島 正夫	
主 要 研 究 分 野	公衆衛生学、小児保健学
最近の研究テーマ	発達障害がある子どもの早期の気づきと保護者を含めた支援体制のあり方。若年女性の痩せ志向。大学における食環境整備。
指導可能な領域	1. 神経発達症（発達障害）の特性のある子どもの早期の気づき・保護者を含めた支援に関する研究 2. 病児保育に関する研究 3. 病棟保育に関する研究 4. 子どもの事故予防に関する研究 5. 母子健康手帳・副読本に関する研究 6. 食育に関する研究

丹羽 健太郎	
主 要 研 究 分 野	発達行動障害学
最近の研究テーマ	保育所・幼稚園において被虐待児の育ちを支えるかかわりについての実証的研究。発達障害と発達性トラウマを重複した子どもへの保育所等での支援を行う理論的枠組みと実践方法の開発及び研修方法の確立。

野崎 健太郎	
主 要 研 究 分 野	環境教育学、大気水圏科学（陸水学）
最近の研究テーマ	1. 自然体験学習のカリキュラム立案とその効果測定 河川調査を中心とした自然体験学習カリキュラムを立案・実践し、その効果を測定してきた。その結果、受講生は、人間関係の大切さに気づくことが示唆された。 2. 保育者・教師養成課程における科学教育の充実、養成課程にふさわしい内容を検討し、理論－教材の統合、実践－効果測定を行っている。
指導可能な領域	1. 自然体験型学習のカリキュラム立案 2. 水の生き物を用いた教材開発 3. 水質の化学分析を用いた教材開発 4. ものづくりへの興味を深める工作教材の検討 5. 栽培活動と食育の統合を目指すカリキュラム開発 6. 学校ビオトープを活用した体験型教材の開発

朴 信永	
主 要 研 究 分 野	幼児教育学 発達心理学
最近の研究テーマ	・子育て支援に関する研究－親としての省察－ ・保育者養成研究 ・保育者研修に関する研究－保育者としての省察－ ・幼児の発達研究－幼児の連想的虚偽記憶－ ・気になる子ども／障害児保育に関する研究

深谷 和義	
主 要 研 究 分 野	科学教育、教育工学
最近の研究テーマ	・教育への ICT 活用に関する研究 ・情報教育に関する研究 ・入試に関する研究
指導可能な領域	教育の情報化に関わる学校教育学、児童生徒の情報活用能力の育成、教科指導における ICT 活用、校務の情報化等に関する研究。

古市 直樹	
主 要 研 究 分 野	教育方法学、教育哲学
最近の研究テーマ	子どもや教師の「協同学習」に関する研究

松村 齋	
主 要 研 究 分 野	特別支援教育における授業改善、学校園コンサルテーション、教材教具の開発
最近の研究テーマ	・通常学級を含む特別な教育的ニーズを有する園児児童生徒を対象とした授業または保育のあり方。 ・知的障害を有する園児児童生徒へのあそび、かず・算数、等の自作教材教具づくり。 ・学校園に関わる現場に実践事例の分析・考察。

室 雅子	
主 要 研 究 分 野	家庭科教育内容研究
最近の研究テーマ	・家族の家庭内行動における教育的動機付け ・家庭科教育によって身につける力と家庭科の在り方 ・大学における家政教育および家庭科教員養成課程の現状と課題

森 和久	
主 要 研 究 分 野	国語科教育、学校経営
最近の研究テーマ	・「主体的・対話的で深い学び」を成立させる小学校国語科授業のあり方 ・汎用的能力としての「関係付ける力」を育成するためのカリキュラム・マネジメントのあり方

山田 真紀	
主 要 研 究 分 野	教育社会学、特別活動論、教育方法学
最近の研究テーマ	教科外教育の国際比較調査：主にオーストラリア・フランスを対象とし、市民性教育の構造と、教科外活動の実態と機能を探る調査を行っている。オーストラリアの教育改革：NSW 州における現地調査により、改革が教職や教室に与える影響について調査している。
指導可能な領域	教育という事象を、質問紙調査法やインタビュー調査、参与観察といった社会学的方法論を用いて調査・研究しようとする者に対応可能である。

山中 文	
主 要 研 究 分 野	音楽教育学
最近の研究テーマ	音楽科の教育内容と授業構成に関する研究を基軸に、乳幼児期における音楽遊びの研究や小中学校における音楽の授業過程の研究を行っている。
指導可能な領域	乳幼児期の音楽活動、小学校及び中・高等学校における音楽科を中心とした授業づくり授業過程の研究、幼小接続に関する研究

渡邊 康	
主 要 研 究 分 野	作曲、楽曲分析、指揮、音楽評論
最近の研究テーマ	1. 学校現場における音楽劇の制作 2. 音楽評論 3. コンピューターミュージックおよびコンピューターミュージックとコンピューターグラフィックの統合的作品の研究

Ⅵ 梶山女学園大学大学院学則

昭和52年学則第1号

昭和52年3月30日

目 次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員（第2条－第5条）
- 第3章 授業科目及び履修方法（第6条－第9条）
- 第4章 課程修了の認定（第10条－第12条）
- 第5章 学位（第13条）
- 第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍（第14条－第24条）
- 第7章 学生納付金（第25条）
- 第8章 教員組織（第26条）
- 第9章 運営組織（第27条・第28条）
- 第10章 補則（第29条－第32条）
- 附 則

第1章 目 的

- 第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成することを目的とする。
- 2 本大学院の研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員

- 第2条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

生活科学研究科	食品栄養科学専攻（修士課程）
	生活環境学専攻（修士課程）
	人間生活科学専攻（博士後期課程）
人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）
教育学研究科	教育学専攻（修士課程）

- 第3条 研究科の課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

- 2 修士課程は、学部教育の基礎のうえに、更に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 3 博士後期課程は、大学院の修士課程において修得された知識と基礎的研究活動を基盤として、社会的要請の高い研究を学術統合的に行い、質的により高い教育を進展・展開するものとする。
- 第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、学長が認めるときは、3年とすることができる。
- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 学生は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。
- 4 第1項ただし書に規定する標準修業年限を3年とする学生（以下「長期履修学生」という。）の認定は、学生の申出により学生の研究意欲等を総合的に判断して行うものとする。

- 第5条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
生活科学研究科	食品栄養科学専攻（修士課程）	6名	12名
	生活環境学専攻（修士課程）	6名	12名
	人間生活科学専攻（博士後期課程）	3名	9名
人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）	20名	40名
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）	5名	10名
教育学研究科	教育学専攻（修士課程）	6名	12名

第3章 授業科目及び履修方法

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第6条の2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第6条の3 各研究科の専攻別の授業科目、研究指導、単位数及び履修方法は、別表第1-1から第1-6までのとおりとする。

第6条の4 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とする場合は、毎週1時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習、実技等については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

第6条の5 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行う。

第6条の6 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 修士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

3 博士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

第6条の7 学生は、所定の期間に、履修しようとする授業科目について、所定の登録手続を行わなければならない。

第6条の8 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該研究科が決定する。

2 学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の研究指導を受けるものとする。ただし、指導教員の許可を得て、他の教員の研究指導を受けることができる。

第7条 修士課程にあっては、次の各号に掲げる単位は、指導教員が教育上有益と認めるときに研究科委員会の議を経て、第6条の3に規定する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合において、第2号から第4号までについては、それぞれ15単位を超えない範囲で、かつ、各号を合わせて20単位を超えないものとする。

(1) 学生が入学する前に本大学院で履修した授業科目で修得した単位

(2) 学生が入学する前に他大学の大学院で履修した授業科目で修得した単位

(3) 学生が次条第1項によりその属する以外の専攻又は研究科で履修した授業科目で修得した単位

(4) 学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学教育課程において履修した授業科目で修得した単位

2 長期履修学生が登録できる各学期毎の単位数の上限は、研究科委員会が別に定める。

第8条 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、関係研究科長（大学学部の授業科目については当該学部長を含む。）の許可を得て、その学生が属する以外の他の専攻若しくは研究科又はその学生が属する研究科の基礎となる大学学部の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修する授業科目については、前条第3号を適用する場合を除き、本大学院において修得する単位に認定しない。

3 博士後期課程の指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、その指導する学生の研究指導を他の大学院において博士後期課程を担当する教授に委嘱することができる。

第9条 本大学院の研究科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24

年法律第147号)に定めるところに従い、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科において、取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表に掲げるとおりとする。

免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻等		免許状の種類	免許教科
生活科学研究科	食品栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
	生活環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
人間関係学研究科	人間関係学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民 商業
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	数学 音楽
		高等学校教諭専修免許状	数学 音楽

第9条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 課程修了の認定

第10条 修士課程の修了には、2年以上在学し所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、生活科学研究科生活環境学専攻にあっては、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

3 教育学研究科教育学専攻にあっては、第1項に規定する要件に加え、第9条第2項に定める当該研究科に係る免許状のいずれかを取得するために必要な科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 博士後期課程の修了には、3年以上在学し所要の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、本大学院又は他の大学院の修士課程において1年若しくは2年の在学期間及び本大学院博士後期課程の在学期間を通算し、3年以上在学すれば足りるものとする。

5 修士論文及び博士論文の審査に関する事項は、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

第10条の2 第7条第1項の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第11条 最終試験は、修士論文又は博士論文を中心として筆記又は口述により行う。

第12条 修士課程及び博士後期課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

第5章 学 位

第13条 研究科の課程を修了した者に、当該研究科に対応する次の学位を授与する。

生活科学研究科	修士（生活科学）
	博士（人間生活科学）

人間関係学研究科	修士（人間関係学）
現代マネジメント研究科	修士（マネジメント）
教育学研究科	修士（教育学）

- 2 本大学院の博士後期課程を修了しない者が、博士論文を提出して、本大学院の行う審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められたときは、前項の規定にかかわらず博士の学位を授与することができる。
- 3 博士の学位を受けようとする者は、別表第2に定める学位論文審査手数料を納付しなければならない。
- 4 学位授与に関する事項は、学長が別に定める。

第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍

第14条 入学の時期は、毎年4月及び9月とする。

第15条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院の研究科委員会において個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
 - (8) 本大学院の研究科委員会において、個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

第16条 入学志願者は、別表第3に定める額の入学検定料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

第17条 学長は、前条の入学志願者に対して選考を行い、提出書類の内容を総合して合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

第18条 学長は、前条の合格者で指定の日までに本学が定める入学金の納付及び誓約書等の書類提出等所定の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

第19条 病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

3 休学の事由が消滅し復学する場合は、学長に復学願を提出しなければならない。

第20条 休学の期間は、修士課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。ただし、修士課程の長期履修学生の休学の期間は、通算して1年を超えることができない。

第21条 病気その他の理由により退学を希望する者は、学長に退学願を提出しなければならない。

第22条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上、これを許可することがある。

第23条 本大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学長に転学願を提出し

なければならない。

- 2 他の大学の大学院学生が本大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

第24条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学長は、当該研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 修士課程においては、2年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者。ただし、長期履修学生においては、1年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者
- (2) 博士後期課程においては、3年の休学期間を経過した者又は6年の在学期間を経過した者
- (3) 授業料その他を滞納し、督促を受けても納入しない者

第7章 学生納付金

第25条 入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び登録料の学生納付金は、別表第4及び別表第5に定める額とし、指定の日までに納付しなければならない。

- 2 長期履修学生は、別表第5に定める授業料、教育充実費及び実験実習費の2年分に相当する額を、別表第5-2により、3年間で分納しなければならない。
- 3 第8条第1項により実験実習を伴う授業科目を聴講する学生は、別表第5又は大学学則に定める実験実習費を納付しなければならない。
- 4 既納の学生納付金は、理由の如何を問わず返還しない。

第8章 教員組織

第26条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれに充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業を担当する教員には兼任教員を充てることができる。
- 3 研究指導を担当する教員は、各専攻における研究指導の責任を負う。

第9章 運営組織

第27条 本大学院に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 第27条の2 本大学院の研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第28条 本大学院に、学長の諮問機関として大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 補 則

第29条 本大学院に、研究生、科目等履修生及び聴講生の制度を置く。

- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生に係る検定料は別表第3に、登録料は別表第4に、研究生の研究料、科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料は別表第6にそれぞれ定める額とし、その他研究生、科目等履修生及び聴講生に関する事項は、学長が別に定める。

第30条 本大学院に関する事務は、当該研究科の所管事務部門が取扱う。

第31条 この学則に定めのない事項については、本大学学則を準用する。

第32条 この学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。昭和54年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。昭和57年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。昭和58年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。昭和61年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則施行日前に在学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。
- 2 前項ただし書に規定する学生で、改正前の学則第13条に定める教育職員免許状取得資格を得た者は、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第4項の定めるところにより、当該免許状に対応する改正後の学則第13条第2項に規定する免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
- 3 第13条の規定中、中学校教諭専修免許状にかかる部分は、平成2年度以降に入学する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 別表第3に定める入学検定料は、平成4年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。平成6年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。平成8年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成10年学則第1号）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。平成9年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成10年学則第6号）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。平成10年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。
- 2 第2条の規定にかかわらず、家政学研究科食物学専攻及び被服学専攻は、平成11年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、当該研究科専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成11年学則第7号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年学則第10号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年学則第1号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年学則第2号）

この学則は、平成13年2月23日から施行し、改正後の第15条第4号の規定は、平成13年1月6日から適用する

附 則（平成13年学則第7号）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成13年学則第8号）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年学則第1号）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生に対しては、

なお従前の例による。

- 2 改正後の第18条の規定は、平成15年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成16年学則第1号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生に対しては、なお、従前の例による。

附 則（平成17年学則第1号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

- 2 改正後の第15条第1項第4項及び第15条第2項第3項の規定は、平成17年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成18年学則第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者に対しては、なお従前の例による。

- 2 改正後の別表第7、別表第8及び別表第8-2は、平成18年度以降の入学者から適用する。

附 則（平成18年学則第5号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年学則第3号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4は、平成20年度以降に入学した学生から適用し、平成19年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成21年学則第1号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第2号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第6号）

この学則は、平成22年11月19日から施行する。

附 則（平成23年学則第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成25年学則第2号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成26年学則第1号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成29年学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成30年学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成31年学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1-1及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、平成31年度以降に入学した学

生から適用し、平成30年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和2年学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1－2及び別表第1－6は、前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1－1、別表第1－4及び別表第1－6は、前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和5年学則第1号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和7年学則第1号）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

別表第 1－1（第 6 条の 3 関係）

生活科学研究科 食品栄養科学専攻（修士課程）

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
食 品 科 学	食品化学特論		2	食品栄養科学特別研究 10 単位及び食品 栄養科学特別演習 1 単位のほか授業科目 の中より任意に選択して合計 30 単位以 上修得する。
	食品化学演習Ⅰ		1	
	食品化学演習Ⅱ		1	
	食品化学演習Ⅲ		1	
	食品化学演習Ⅳ		1	
	食品化学特別実験		1	
	食品機能学特論		2	
	食品機能学演習Ⅰ		1	
	食品機能学演習Ⅱ		1	
	食品機能学演習Ⅲ		1	
	食品機能学演習Ⅳ		1	
	食品機能学特別実験		1	
	食品衛生学特論		2	
	食品衛生学演習Ⅰ		1	
	食品衛生学演習Ⅱ		1	
	食品衛生学演習Ⅲ		1	
	食品衛生学演習Ⅳ		1	
	食品衛生学特別実験		1	
	生化学特論		2	
	生化学演習Ⅰ		1	
	生化学演習Ⅱ		1	
	生化学演習Ⅲ		1	
	生化学演習Ⅳ		1	
	生化学特別実験		1	
栄 養 科 学	食品調理科学特論		2	
	食品調理科学演習Ⅰ		1	
	食品調理科学演習Ⅱ		1	
	食品調理科学演習Ⅲ		1	
	食品調理科学演習Ⅳ		1	
	食品調理科学特別実験		1	
	公衆衛生学特論		2	
	公衆衛生学演習Ⅰ		1	
	公衆衛生学演習Ⅱ		1	
	公衆衛生学演習Ⅲ		1	
	公衆衛生学演習Ⅳ		1	
	公衆衛生学特別実験		1	
	栄養化学特論		2	
	栄養化学演習Ⅰ		1	
	栄養化学演習Ⅱ		1	
	栄養化学演習Ⅲ		1	
	栄養化学演習Ⅳ		1	
	栄養化学特別実験		1	
	臨床栄養学特論		2	
	臨床栄養学演習Ⅰ		1	
	臨床栄養学演習Ⅱ		1	
	臨床栄養学演習Ⅲ		1	
	臨床栄養学演習Ⅳ		1	
	臨床栄養学特別実験		1	
	栄養保健学特論		2	
	栄養保健学演習Ⅰ		1	
	栄養保健学演習Ⅱ		1	

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
	栄養保健学演習Ⅲ		1	
	栄養保健学演習Ⅳ		1	
	栄養保健学特別実験		1	
	栄養教育学特論		2	
	栄養教育学演習Ⅰ		1	
	栄養教育学演習Ⅱ		1	
	栄養教育学演習Ⅲ		1	
	栄養教育学演習Ⅳ		1	
	栄養教育学特別実験		1	
	給食経営管理学特論		2	
	給食経営管理学演習Ⅰ		1	
	給食経営管理学演習Ⅱ		1	
	給食経営管理学演習Ⅲ		1	
	給食経営管理学演習Ⅳ		1	
	給食経営管理学特別実験		1	
	応用栄養学特論		2	
	応用栄養学演習Ⅰ		1	
	応用栄養学演習Ⅱ		1	
	応用栄養学演習Ⅲ		1	
	応用栄養学演習Ⅳ		1	
	応用栄養学特別実験		1	
共通	食品栄養科学特別演習	1		
	食品栄養科学特別講義Ⅰ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅱ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅲ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅳ		1	
	食品栄養科学特別研究	10		
	計	11	88	

別表第1－2（第6条の3関係）

生活科学研究科 生活環境学専攻（修士課程）

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
アパレルメディア	アパレルデザイン特論		2	生活環境学特別研究10単位を含め 合計30単位以上修得する。
	アパレルデザイン演習		2	
	アパレルデザイン実験		2	
	アパレル設計・制作特論		2	
	アパレル設計・制作演習		2	
	アパレル設計・制作実験		2	
	アパレル材料システム特論		2	
	アパレル材料システム演習		2	
	アパレル材料システム実験		2	
	アパレル染色・整理学特論		2	
	アパレル染色・整理学演習		2	
	アパレル染色・整理学実験		2	
	アパレル学特別講義		2	
インテリア・プロダクト	インテリアデザイン特論		2	
	インテリアデザイン演習		2	
	インテリアデザイン実習		2	
	プロダクトデザイン特論		2	
	プロダクトデザイン演習		2	
	プロダクトデザイン実習		2	
	環境心理学特論		2	
	環境心理学演習		2	
	環境心理学実習		2	
	環境デザイン特論		2	
	環境デザイン演習		2	
	環境デザイン実習		2	
	インテリア学特別講義		2	
建築・住居	施設計画特論		2	
	施設計画演習		2	
	施設計画実習		2	
	地域・建築計画特論		2	
	地域・建築計画演習		2	
	地域・建築計画実習		2	
	住宅計画特論		2	
	住宅計画演習		2	
	住宅計画実習		2	
	建築材料・構造力学特論		2	
	建築材料・構造力学演習		2	
	建築材料・構造力学実験		2	
	建築環境工学・設備学特論		2	
	建築環境工学・設備学演習		2	
	建築環境工学・設備学実験		2	
	建築・住居学特別講義		2	
	インターンシップⅠ		4	
	インターンシップⅡ		4	
	建築業務論		2	
	建築実務設計論		2	
	建築実務設計演習		2	
	修士設計		4	
生活環境学特別研究		10		
計		10	102	

別表第 1－3（第 6 条の 3 関係）

生活科学研究科 人間生活科学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
創造生活科学特別演習	1		2	2 科目 4 単位以上選択履修
展開生活科学特別演習	1		2	
統合生活科学特別演習	1		2	
創造生活科学特別研究				1 科目選択必修
展開生活科学特別研究				
統合生活科学特別研究				

別表第1－4（第6条の3関係）

人間関係学研究科 人間関係学専攻（修士課程）

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
科 基 研 目 礎 究	人間関係論Ⅰ（臨床心理学的研究）		2	1科目2単位以上 選択履修
	人間関係論Ⅱ（人間共生研究）		2	
研 究 領 域 臨 床 心 理 学 発 展 科 目	臨床心理学特講Ⅰ		2	12科目24単位以上 選択履修
	臨床心理学特講Ⅱ		2	
	心理療法特講Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）		2	
	心理療法特講Ⅱ		2	
	臨床心理査定特講(心理的アセスメントに関する理論と実践)		2	
	臨床心理査定演習Ⅰ		2	
	臨床心理査定演習Ⅱ		2	
	臨床心理学基礎実習Ⅰ		1	
	臨床心理学基礎実習Ⅱ		1	
	臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA）		2	
	心理実践実習ⅠB		1	
	心理実践実習ⅡA		2	
	心理実践実習ⅡB		1	
	心理実践実習ⅡC		1	
	心理実践実習ⅢA		1	
	心理実践実習ⅢB		1	
	心理実践実習ⅢC		1	
	臨床心理学実習Ⅱ		1	
	心理学研究法特講		2	
	臨床心理学特別演習		2	
	発達心理学特講		2	
	社会心理学特講		2	
	産業・組織心理学特講（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）		2	
	犯罪心理学特講（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2	
	精神医学特講（保健医療分野に関する理論と支援の展開）		2	
	障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2	
	学校臨床心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開）		2	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		2	
	心の健康教育に関する理論と実践		2	
	比較行動学特講		2	
人 間 共 生 研 究 領 域	家族社会論特講		2	
	コミュニティ論特講		2	
	福祉社会論特講		2	
	生命倫理学特講		2	
	ジェンダー・セクシュアリティ論特講		2	
	障害者福祉論特講		2	
	子ども論特講		2	
	ライフステージ論特講		2	
	教育社会学特講		2	
	学校教育臨床特講		2	
	生活経済論特講		2	
	社会保障論特講		2	
	比較文化論特講		2	
	メディア文化論特講		2	
	対話技法論特講		2	
	フィールドワーク論特講		2	
	社会・教育調査演習		2	

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
科 研 事 目 究 例	事例研究Ⅰ		2	} 1 科目 2 単位以上 選択履修
	事例研究Ⅱ		2	
特別研究Ⅰ		1		
特別研究Ⅱ		1		
特別研究Ⅲ		1		
計		3	93	

別表第1－5（第6条の3関係）

現代マネジメント研究科 現代マネジメント専攻（修士課程）

授 業 科 目		単位数		会計・税務特別 プログラム 単位数	備考	
		必修	選択	必修		
現代マネジメント特別演習 A		1		1		
現代マネジメント特別演習 B		1		1		
イノベーションマネジメント特論（経営）			2	2	4 単位以上 選択必修	24 単位以上 選択履修
イノベーションマネジメント特論（会計）			2	2		
イノベーションマネジメント特論（経済）			2	—		
外国語文献研究 A			2	—		
外国語文献研究 B			2	—		
経営 領域	経営管理特論 A		2	—	いずれかの 領域から 10 単位以上選択 履修	
	経営管理特論 B		2	—		
	経営戦略特論 A		2	—		
	経営戦略特論 B		2	—		
	経営戦略特論 C		2	—		
	国際経営特論 A		2	—		
	国際経営特論 B		2	—		
	アントレプレナーシップ特論		2	—		
	ファイナンス特論 A		2	—		
	ファイナンス特論 B		2	—		
	マーケティング特論 A		2	—		
	マーケティング特論 B		2	—		
	生活経営特論 A		2	—		
	生活経営特論 B		2	—		
会計・ 税務 領域	会計学特論 A		2	2		
	会計学特論 B		2	2		
	管理会計特論 A		2	2		
	管理会計特論 B		2	2		
	管理会計特論 C		2	—		
	監査特論 A		2	2		
	監査特論 B		2	2		
	税務会計特論 A		2	2		
	税務会計特論 B		2	2		
	租税法特論 A		2	2		
	租税法特論 B		2	2		
経済・ 公共 領域	労働経済特論 A		2	—		
	労働経済特論 B		2	—		
	国際経済特論 A		2	—		
	国際経済特論 B		2	—		
	都市経済特論 A		2	—		
	都市経済特論 B		2	—		
	金融特論 A		2	—		
	金融特論 B		2	—		
	公共政策特論 A		2	—		
	公共政策特論 B		2	—		
	企業法特論 A		2	—		
	企業法特論 B		2	—		
現代マネジメント特別研究		4		4		
計		6	84	30		

※会計・税務特別プログラム＝文部科学省認定「職業実践力育成プログラム」（BP）

別表第1－6（第6条の3関係）

教育学研究科 教育学専攻（修士課程）

授 業 科 目		単位数		備 考		
		必修	選択			
基礎理論科目	保育職特論		2	2 単位以上 選択履修		2 4 単位以上 選択履修
	教育思想特論		2			
	比較教育学特論		2			
	教育方法学特論		2			
	幼児教育学特論		2			
	幼児心理学特論		2			
	教育心理学特論		2			
	生涯発達心理学特論		2			
	特別支援教育学特論		2			
実践研究科目	保育臨床特論		2			
	障害児保育特論		2			
	発達障害学特論		2			
	臨床発達心理学特論		2			
	異文化間教育特論		2			
	特別活動特論		2			
	生徒指導特論		2			
	I C T活用演習		2			
教科、領域及び指導法 （初等・幼児）科目	保育内容研究		2	1 8 単位以上 選択履修		
	国語科教育内容研究		2			
	社会科教育内容研究		2			
	理科教育内容研究		2			
	図画工作科教育内容研究		2			
	家庭科教育内容研究		2			
	体育科教育内容研究		2			
	外国語科教育内容研究		2			
	日本文学特論		2			
	科学教育演習		2			
	造形表現演習		2			
	国語科指導法演習		2			
	算数科指導法演習		2			
	音楽科指導法演習		2			
図画工作科指導法演習		2				
教科及び指導法（中等）科目	数学科教育内容研究		2		2 単位以上 選択履修	
	代数学特論		2			
	幾何学特論		2			
	解析学特論		2			
	現代数学特論 A		2			
	現代数学特論 B		2			
	現代数学特論 C		2			
	数学教育学特論		2			
	情報数理演習		2			
	音楽科教育内容研究		2			
	器楽研究 A I		1			
	器楽研究 A II		1			
	器楽研究 B I		1			
	器楽研究 B II		1			
	声楽研究 I		1			
	声楽研究 II		1			
	作曲研究 I		1			
	作曲研究 II		1			
	音楽学特論		2			
	音楽教育学特論		2			
音楽表現演習		2				

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
教 職 シ ン プ タ ー ン	教職インターンシップⅠ a		4	※ 4 単位以上選択履修	
	教職インターンシップⅠ b		4		
	教職インターンシップⅡ a		2		
	教職インターンシップⅡ b		2		
	教職実践研究（初等）	2	※ 2 単位以上選択履修		
	教職実践研究（中等）	2			
特別研究		6			
計		6	114		

※現職教員に対し、教育上有益と認めるときは、教職インターンシップⅠ a及び教職インターンシップⅠ b並びに教職実践研究（初等）及び教職実践研究（中等）の単位は、他の選択科目の単位をもって替えることができる。

別表第2（第13条関係）

申請者	学位論文審査手数料
本学大学院博士後期課程在籍者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年以内の者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年を超える者	150,000円
上記以外の者	150,000円

別表第3（第16条、第29条関係）

入学検定料 (単位 円)

入学検定料	研究生に係る検定料	科目等履修生に係る検定料	聴講生に係る検定料
35,000	10,000	10,000	10,000

別表第4（第25条、第29条関係）

入学金及び登録料 (単位 円)

入学金		登録料		
新入学生・転入学生	再入学生	研究生	科目等履修生	聴講生
200,000	100,000	20,000	30,000	10,000

備考

- 1 同一年度に複数の研究科で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。
- 2 椋山女学園大学大学院修士課程に入学する者のうち、椋山女学園大学又は椋山女学園大学短期大学を卒業した者の入学金は、半額とする。
- 3 椋山女学園大学大学院修士課程を修了した者が椋山女学園大学大学院博士後期課程に入学する場合の入学金は、徴収しない。

別表第5（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費 (単位 円)

研究科	授業料（年額）	教育充実費（年額）	実験実習費（年額）
生活科学研究科	500,000	230,000	60,000
人間関係学研究科	500,000	250,000	
現代マネジメント研究科	500,000	250,000	
教育学研究科	500,000	250,000	

別表第5-2（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費（長期履修学生） (単位 円)

研究科	年次	授業料（年額）	教育充実費（年額）	実験実習費（年額）
生活科学研究科	第1年次	340,000	154,000	40,000
	第2年次	340,000	154,000	40,000
	第3年次	320,000	152,000	40,000
人間関係学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
現代マネジメント研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
教育学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—

別表第6（第29条関係）

研究料、履修料及び聴講料 (単位 円)

研究料（年額）	履修料（1単位につき）	聴講料（1科目につき）
60,000	15,000	10,000

椋山女学園大学大学院の目的に関する規程

平成20年規程第9号

平成20年3月21日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、椋山女学園大学大学院学則（昭和52年学則第1号）第1条第2項の規定に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定める。

(生活科学研究科)

第2条 生活科学研究科は、人間生活に関する諸科学の研究の発展を目指し、健康で安全かつ快適な生活の創造に指導的役割を果たすことができ、創造性豊かな優れた研究・教育能力を備えた研究者・大学教員及び高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間生活科学専攻博士後期課程は、前項に基づき、人間生存の根幹である衣・食・住に関する領域の高度な教授研究を通して、創造性豊かな優れた研究・開発能力と深い学識を備えた研究者を養成するとともに、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。

3 食品栄養科学専攻修士課程は、第1項に基づき、食品の化学、安全性、機能性に関する分野、栄養の基礎に関する分野及び人間を対象とする臨床的な栄養と保健に関する分野の教授研究を通して、人間の健康な生活に貢献する、食と栄養に関する高度専門職業人及び研究者を養成する。

4 生活環境学専攻修士課程は、第1項に基づき、衣環境、室内環境、住環境、都市環境など、生活環境に係る分野の教授研究を通して、豊かで安全な生活環境の構築に貢献する高度専門職業人及び研究者を養成する。

(人間関係学研究科)

第3条 人間関係学研究科は、人間の自己実現に寄与する人間関係の在り方を考究することにより、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間関係学専攻修士課程は、前項に基づき、臨床心理学及び人間共生に関する視点からの教授研究を通して、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する公認心理師及び臨床心理士、地域・福祉政策及び人事・研修の専門職員、学校教育・生涯学習分野における指導者等の高度専門職業人を養成する。

(現代マネジメント研究科)

第4条 現代マネジメント研究科は、社会の諸活動、諸問題等に係る広義のマネジメントに関する専門の学術を総合的に考究することにより、主体的に問題を発見し、解決する行動力及び管理者能力並びに高度な研究能力を兼ね備えた人材を養成する。

2 現代マネジメント専攻修士課程は、前項に基づき、経営領域、会計・税務領域、経済・公共領域の専門的な学術の総合的な教授研究を通して、各領域の高度な知識の総合的な活用により、現代社会の諸問題を解決するとともに、新たな価値を生み出し、現代社会の発展に寄与することができる人材を養成する。

(教育学研究科)

第5条 教育学研究科は、教員養成に関わる学校教育の理論的かつ実践的な教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、教職生活全体を通じて学校における諸課題を探究し続け、自らの知識・技能の絶えざる刷新を図ることのできる高い知性及び豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員を養成する。

2 教育学専攻修士課程は、前項に基づき、学校教育及び幼児教育における様々な実践的課題の教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、学校において指導的な役割を担うとともに、時代の求める教育の諸課題に常に柔軟に対応することができる高度専門職業人としての教員を養成する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第10号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第8号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

椋山女学園大学大学院学位規準

平成14年大規準第13号

平成14年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号。以下「学則」という。)第13条第4項の規定に基づき、学位授与に関する必要な事項を定める。

(専攻分野の名称)

第2条 椋山女学園大学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士及び博士の学位を授与するにあたっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

生活科学研究科	修士(生活科学)
	博士(人間生活科学)
人間関係学研究科	修士(人間関係学)
現代マネジメント研究科	修士(マネジメント)
教育学研究科	修士(教育学)

(学位論文等)

第3条 本学大学院の課程の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文を添えて、当該研究科を経て、学長に提出するものとする。

2 学則第10条第2項の規定により、特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題研究成果」という。)の審査を受けようとする者は、所定の特定課題研究成果審査願に特定課題研究成果及び趣旨書を添えて提出するものとする。

3 博士の学位の授与を受けようとする者は、第1項の書類に論文目録及び学則に定める学位論文審査手数料を添えなければならない。

第4条 学則第13条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学則に定める学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

第5条 前条により申請しようとする者は、所定の様式により学位論文の論文要旨を当該研究科長あて提出し、その主題及び内容について予め研究科長の了承を受けるものとする。

2 第3条の学位論文審査願若しくは特定課題研究成果審査願又は前条の学位申請書を受理したときは、学長は、これを当該研究科委員会に付託するものとする。

第6条 提出する学位論文又は特定課題研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科において必要があると認めるときは、学位論文又は特定課題研究成果の副本、訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(審査委員会)

第7条 研究科委員会は、修士の学位論文又は特定課題研究成果の提出があったときは、審査委員会を設けてこれを審査させる。

2 審査委員会は、当該専攻の教授及び関連する科目の担当教授2名をもって構成する。この場合において、必要あるときは、准教授又は講師を審査委員として加えることができる。

3 審査委員会の運営に関する事項は、研究科委員会においてこれを定める。

(調査委員会)

第8条 研究科委員会は、博士の学位論文の提出があったときは、博士後期課程を担当する教員の中から調査委員3名を選出して、論文についての調査及び試験を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めたときは、1名に限り、研究科委員会を構成する教員以外の本学教員をもって調査委員に充てることができる。

3 研究科委員会が必要と認めたときは、第1項の委員を増員し、又は論文の調査若しくは試験の一部を他の大学の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

(審査及び調査の方法)

第9条 審査委員会及び調査委員会は、論文審査若しくは特定課題研究成果審査又は論文調査を行い、かつ、論文又は特定課題研究成果を中心として最終試験を行うものとする。

2 第4条の規定により学位の授与を申請した者に、必要な学識確認のための試験を行う。

3 前項の試験に関する事項は、当該研究科の定めるところによる。

第10条 審査委員会及び調査委員会は、論文若しくは特定課題研究成果についての審査又は調査終了後速やかに、学位論文若しくは特定課題研究成果の内容の要旨、審査又は調査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

(可否の判定)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、可否を判定する。

2 前項の判定には、委員総数の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(単位認定)

第12条 研究科委員会は、修士課程及び博士後期課程の授業科目について単位認定を行う。

2 前項の認定には、委員総数の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位審査結果の報告)

第13条 研究科委員会において、学位が授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文又は特定課題研究成果、学位論文又は特定課題研究成果の内容の要旨、審査又は調査の要旨及び試験の結果の要旨を添えて学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会において博士の学位を授与できないものと議決したときは、当該研究科長は、その旨を文書をもって学長に報告するものとする。

(審査期間)

第14条 修士論文又は特定課題研究成果の審査及び試験は、在学期間中に終了するものとする。

2 博士論文の調査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後9月以内に終了するものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を9月以内に限り延長することができる。

(学位の授与)

第15条 学長は、第13条の研究科委員会の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できると認めた者に対して、学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 学位記の様式は、修士にあつては様式第1号、第3条第1項及び第2項による博士（以下「課程博士」という。）にあつては様式第2号、第4条による博士（以下「論文博士」という。）にあつては様式第3号のとおりとする。

3 学位授与関係書類の様式は、修士にあつては様式第4-1号又は様式第4-2号、課程博士にあつては様式第5号、論文博士にあつては様式第6号のとおりとする。

(学位授与の報告)

第16条 学位を授与したときは、学長は、これを学位簿に登録する。

2 博士の学位授与については、学位を授与した日から3月以内に所定の学位授与報告書により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を受けて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表するものとする。

(学位の取消し)

第19条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、その授与した学位を取り消したうえ、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(規準の改廃)

第20条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が決定する。

附 則

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年大規準第23号）

この規準は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成１９年大規準第４号）

- １ この規準は、平成１９年４月１日から施行する。
- ２ 平成１９年３月３１日以前における椋山女学園大学及び椋山女学園大学短期大学部の助教授としての在任期間は、改正後の椋山女学園大学名誉教授称号授与規準第２条第２項の准教授としての在任期間とみなす。

附 則（平成２３年大規準第６号）

この規準は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、平成２３年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成２５年大規準第６号）

この規準は、平成２５年６月１８日から施行する。

附 則（平成２６年大規準第１号）

この規準は、平成２６年４月１日から施行する。

（様式第１号～様式第６号 別添）

様式第1号（修士）（第15条関係）

修 第 号	年 月 日	氏 名	学 位 記
梶山女学園大学 印		生 年 月 日	
		本 学 大 学 院 ○ ○ ○ ○ 研 究 科 ○ ○ ○ ○	
		専 攻 所 定 の 修 士 課 程 を 修 了 し た の で	
		修 士 （ ○ ○ ○ ○ ） の 学 位 を 授 与 す る	

様式第2号（課程博士）（第15条関係）

博 第 号	年 月 日	氏 名	学 位 記
梶山女学園大学 印		生 年 月 日	
		本 学 大 学 院 生 活 科 学 研 究 科	
		人 間 生 活 科 学 専 攻 所 定 の	
		博 士 後 期 課 程 を 修 了 し た の で	
		博 士 （ 人 間 生 活 科 学 ） の 学 位 を 授 与 す る	

様式第3号（論文博士）（第15条関係）

学位記	氏名	生年月日	博士（人間生活科学）の学位を授与する	年 月 日	梶山女学園大学 印	論博第 号
-----	----	------	--------------------	-------------	--------------	----------

年 月 日

相山女学園大学
学長 様

研究科 専攻修士課程
年入学
氏名 印

学 位 論 文 審 査 願

このたび修士（〇〇〇）の学位を受けたく学位論文を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：1. 修士の括弧の〇〇〇内は、学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2. 記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

椙山女学園大学

学長

様

研究科

専攻修士課程

年入学

氏名

印

特定課題研究成果審査願

このたび修士（〇〇〇）の学位を受けたく特定課題研究成果を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：1. 修士の括弧の〇〇〇内は、学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2. 記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

相山女学園大学

学長

様

生活科学研究科人間生活科学専攻博士後期課程

年入学

氏名

印

学 位 論 文 審 査 願

このたび博士（人間生活科学）の学位を受けたく学位論文及び論文目録、履歴書を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

相山女学園大学

学長

様

現住所

氏名

印

学 位 申 請 書

このたび博士（人間生活科学）の学位を受けたく学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査料金を添えて申請いたします。

注：記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

梶山女学園大学大学院科目等履修生規準

平成11年大規準第9号
平成11年4月20日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、梶山女学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条第1項及び梶山女学園大学大学院履修証明プログラム規程（以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

2 科目等履修生には、履修証明プログラムを履修する者（以下「履修証明プログラム生」という。）を含む。

(履修資格)

第2条 科目等履修生の履修資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として履修を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第3に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修願（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が履修を許可する。

2 前項の規定により履修を許可された者に対し、科目等履修許可証を発行する。

(学費等)

第5条 履修を許可された者は、指定の期日までに、学則別表第4に定める登録料及び履修料を納付しなければならない。

2 教職課程に係る授業科目を履修する場合は、前項のほか、当該課程等の履修費を別に徴収することができる。

3 実験・実習等の科目を履修する場合は、経費を別に徴収することがある。

4 履修証明プログラム生は、第1項の規定にかかわらず、規程別表第1及び第2に定める受講料等を納付しなければならない。

5 前4項により納付された履修料等は、一切返還しない。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間を終了後、継続して履修を志願する場合は、改めて出願するものとする。

3 履修証明プログラム生の履修期間は、第1項の規定にかかわらず、履修を許可された日から原則として連続した2年以内とする。

(履修の範囲)

第7条 科目等履修生の履修の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 原則として講義科目に限るものとする。
- (2) 上限5科目とする。
- 2 教職課程に係る授業科目については、前項の規定にかかわらず、履修することができる。
- 3 履修証明プログラムに係る授業科目については、第1項の規定にかかわらず、履修することができる。

(単位の認定等)

第8条 履修した授業科目の単位認定及び成績評価は、当該研究科委員会で行う。

(証明書の発行)

第9条 前条により単位を認定された者には、単位修得証明書を発行する。

(履修許可の取消し)

第10条 科目等履修生として不適当な行為があったときは、履修許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第11条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第12条 科目等履修生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第13条 科目等履修生は、定員外とする。

(雑則)

第14条 この規準に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年大規準第14号）

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大規準第2号）

この規準は、平成19年1月17日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成25年大規準第10号）

この規準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（令和5年大規準第1号）

この規準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年大規準第13号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

椋山女学園大学大学院聴講生規準

令和2年大規準第1号
令和2年1月24日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号。以下「学則」という。)第29条第2項の規定に基づき、聴講生に関して必要な事項を定める。

(聴講資格)

第2条 聴講生の聴講資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 聴講生として聴講を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第4に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 聴講願(本学所定様式) 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとし、その結果に基づき、研究科委員会の審議を経て学長が聴講を許可する。

2 前項の規定により聴講を許可された者には、聴講許可証を発行する。

(登録料及び聴講料)

第5条 聴講を許可された者は、指定の期日までに、学則第29条第2項に定める登録料及び聴講料を納付しなければならない。

2 前項により納付された登録料及び聴講料は、一切返還しない。

(聴講期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間の終了後、継続して聴講を志願する場合は、改めて出願するものとする。

(聴講の範囲)

第7条 聴講生が聴講することができる授業科目の範囲は、原則として、聴講を許可された研究科の講義科目に限るものとし、1科目又は数科目とする。

(単位の認定)

第8条 聴講した科目の単位修得の認定は、行わない。

(聴講許可の取消し)

第9条 聴講生として不適当な行為があったときは、聴講許可を取り消すことがある。

(他の規程の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、聴講生に準用する。

(図書館の利用)

第11条 聴講生は、本学の図書館を利用することができる。

(雑則)

第12条 この規準に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(規準の改廃)

第13条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年大規準第14号)

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

椋山女学園大学大学院研究生規準

平成6年大規準第1号

平成6年6月30日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生として研究を志願することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 当該大学院研究科を修了して修士の学位を得た者
- (2) 研究科委員会において、前号と同等以上の学力があると認められた者
(研究の始期)

第3条 研究生の研究の始期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(出願手続)

第4条 研究生として研究を志願するものは、指定期日までに、次の書類に学則別表第3に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 大学院研究生願書（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 健康診断書 1通
- (4) 写真 1枚
- (5) 最終出身校の修了証明書及び成績証明書 各1通
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第5条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が許可する。

2 前項の規定により研究を許可された者に対し、研究許可証を発行する。

(学費等)

第6条 研究生として研究を許可された者は、指定の日までに学則別表第4に定める登録料及び研究料を納付しなければならない。

2 実験実習費等研究に要する費用（以下「実習費」という。）は、研究生の負担とする。

3 既納の学費等は、理由の如何を問わず返還しない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、研究を許可された日から1年とする。

2 前項の期間の延長を希望する者は、改めて出願するものとする。

(研究報告)

第8条 研究生は、研究期間の終わりに、研究報告書を指導教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(研究許可の取消し)

第9条 研究生として不適当な行為があったときは、研究許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、研究生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第11条 研究生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第12条 研究生は、定員外とする。

(雑則)

第13条 この規準に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(改廃)

第14条 この規準の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成11年大規準第5号）

この規準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年大規準第13号）

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成１９年９月１日から施行する。

附 則（令和５年大規準第１２号）

この規準は、令和５年１１月２１日から施行する。

椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン

平成30年大規準第10号

平成30年11月20日制定

1 趣旨

椋山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準（以下「規準」という。）第3条第3項に基づき、椋山女学園大学（以下「本学」という。）の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間、管理方法等について、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等（以下「論文等」という。）の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性を説明するために必要とするものをいう。
 - ア 文書（実験ノート等を含む。）、数値データ、画像等の資料（以下「資料」という。）
 - イ 実験試料、標本等の試料（以下「試料」という。）及び模型、装置
- (2) このガイドラインにおいて、「研究者」とは、規準第2条第2項に定める研究者をいう。

3 研究データの保存

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すものとする。実験ノート等には、実験等の操作のログ、データ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- (2) 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保存しなければならない。
- (3) 論文等の研究成果の発表のもととなった資料は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、メタデータを整備し、検索・参照が可能となるよう留意することとする。
- (4) 具体的な保存方法については、研究データの形質、形状等を踏まえ、学部・研究科等において定めることができる。
- (5) 個人データ等、その取扱いに法的規制があるもの、倫理上の配慮を必要とするもの、契約等により別に定めがあるものについては、当該規定に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合には、それに従うものとする。

4 保存期間

- (1) 資料の保存期間は、原則として、当該論文等の研究成果の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、規準第7条に定める研究倫理委員会の承認を得て、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 試料、模型及び装置の保存期間は、原則として、当該論文等の研究成果の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

5 研究者の責任及び退職等の取扱い

- (1) 研究者は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。当該研究データの取扱いは、当該研究者が本学を退職した場合においても、このガイドラインによるものとする。
- (2) 研究者の退職に際して、当該研究者の所属する学部・研究科等は、当該研究者が保存すべき研究データの所在を確認するとともに、退職後の連絡先を把握して追跡可能としておくこととする。また、必要に応じ、当該研究データのバックアップを保管するなどの措置を講ずるものとする。

6 開示

研究者は、規準第 24 条に定める調査委員会及び外部機関等が実施する調査に際し、研究データの開示を求められた場合は、研究活動の正当性について説明するとともに、原則として開示に応じなければならない。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 30 年 11 月 20 日から施行し、施行日以降に発表する研究成果に関する研究データについて適用する。
- 2 研究者は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第 4 項に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。

附 則（令和 4 年大規準第 14 号）

このガイドラインは、令和 4 年 11 月 15 日から施行する。

Memo

Sugiyama

星が丘キャンパス

〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17番3号
TEL(052)781-1186(代) FAX(052)781-7030

- 生活科学研究科
- 現代マネジメント研究科
- 教育学研究科
- 人間関係学研究科(サテライトキャンパス)

日進キャンパス

〒470-0136 愛知県日進市竹の山3丁目2005番地
TEL(0561)74-1186(代) FAX(0561)73-4443

- 人間関係学研究科
-